

最近の商標制度をめぐる動向と施策の紹介

2023年7月26日

特許庁 審査業務部 商標課長 根岸 克弘



- 1 商標出願、審査の動向 . . . 2
- 2 審査処理、体制 . . . 12
- 3 品質管理 . . . 23
- 4 新しいタイプの商標、地域団体商標 . . . 30
- 5 商標制度、審査基準、商品役務分類 . . . 36
- 6 国際連携 . . . 48

1

商標出願、審査の動向

商標出願件数の推移 . . . 3

産業分野別出願区分数の推移 . . . 4

近年の出願件数増加と直近の出願件数減少要因 . . . 5

5大特許庁における出願件数の比較 . . . 6

商標審査における処理件数（FA） . . . 7

審査期間（FA・TP期間） . . . 8

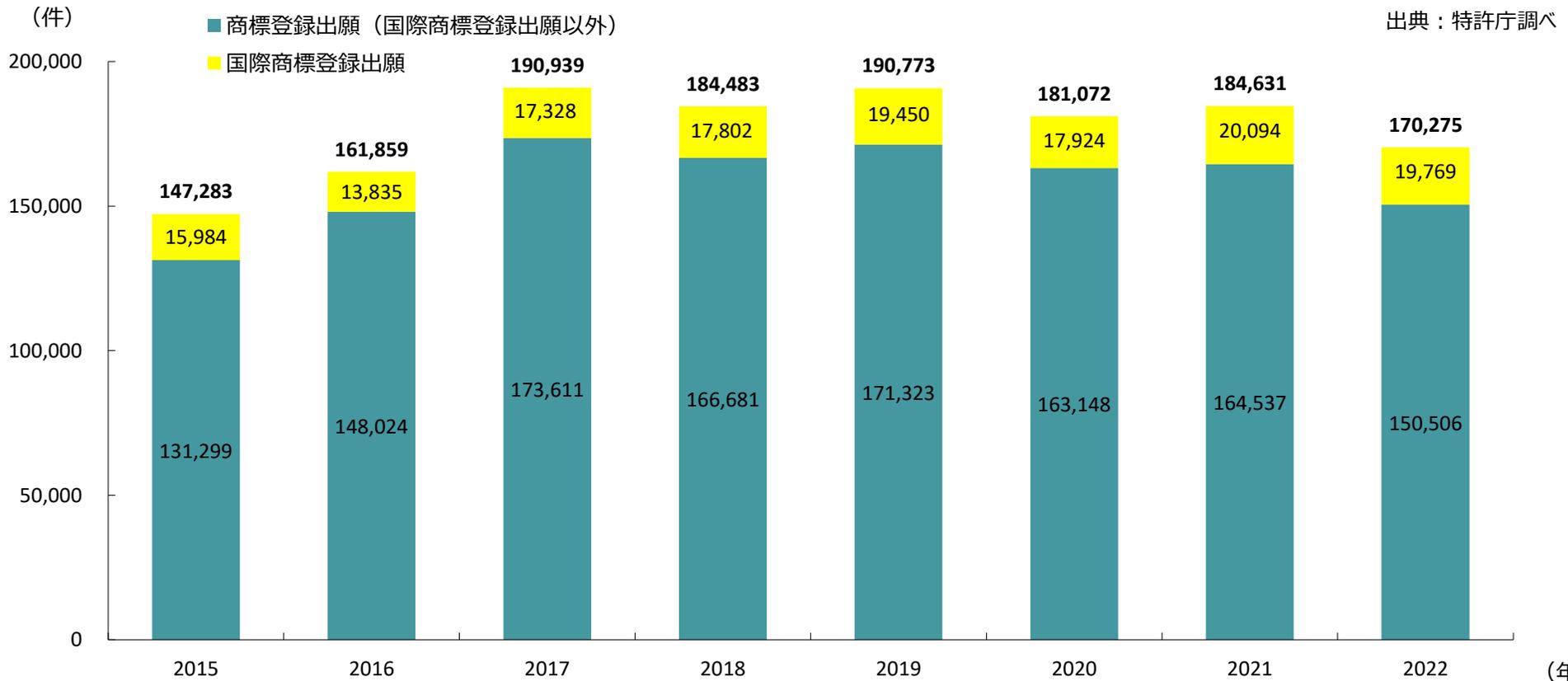
【参考1】適正と考えられるFA期間とは . . . 9

【参考2】早期審査 . . . 10

【参考3】情報提供制度 . . . 11

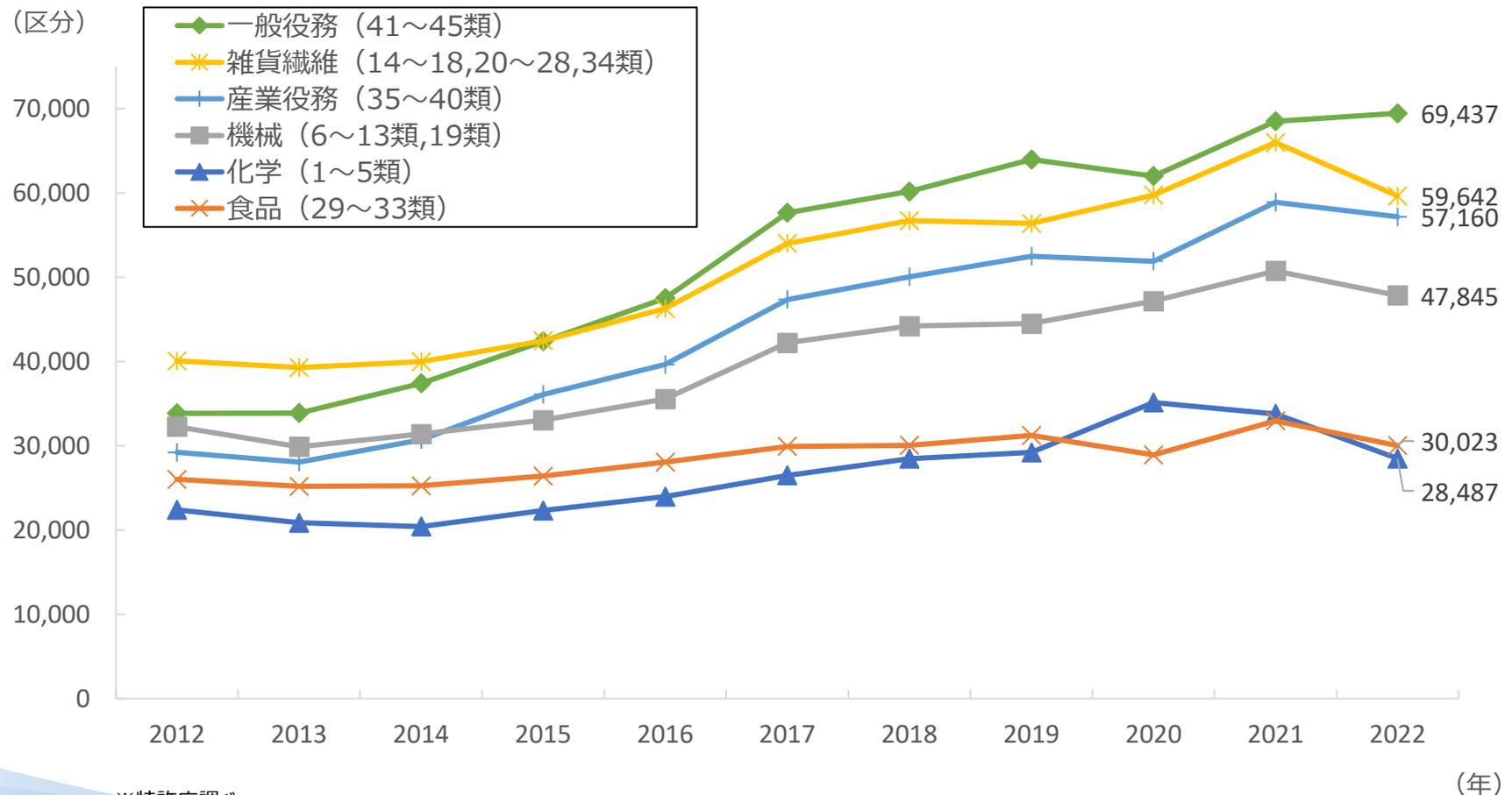
商標出願件数の推移

- 2022年の出願件数は、前年と比較して減少し、過去数年の増加傾向とは相違する結果となったものの、2014年と比較して約1.4倍だった2020年と同程度の約17万件であり、依然として高い水準で推移。
- なお、減少原因は、①特にコロナ禍で一時的に増えていた薬剤等の区分の出願が減少、②足下のエネルギー価格・原材料費の高騰等の影響を受ける中小企業の出願が減少していること、③主要国、特に中国からの直接出願が減少していることと考えられる。



産業分野別出願区分数の推移

■ 2022年は一般役務を除く産業分野において前年と比較すると出願が減少したものの、産業役務、雑貨繊維、機械及び食品分野においては、依然として高い水準で推移。他方、化学分野では前年に続き、出願が減少。

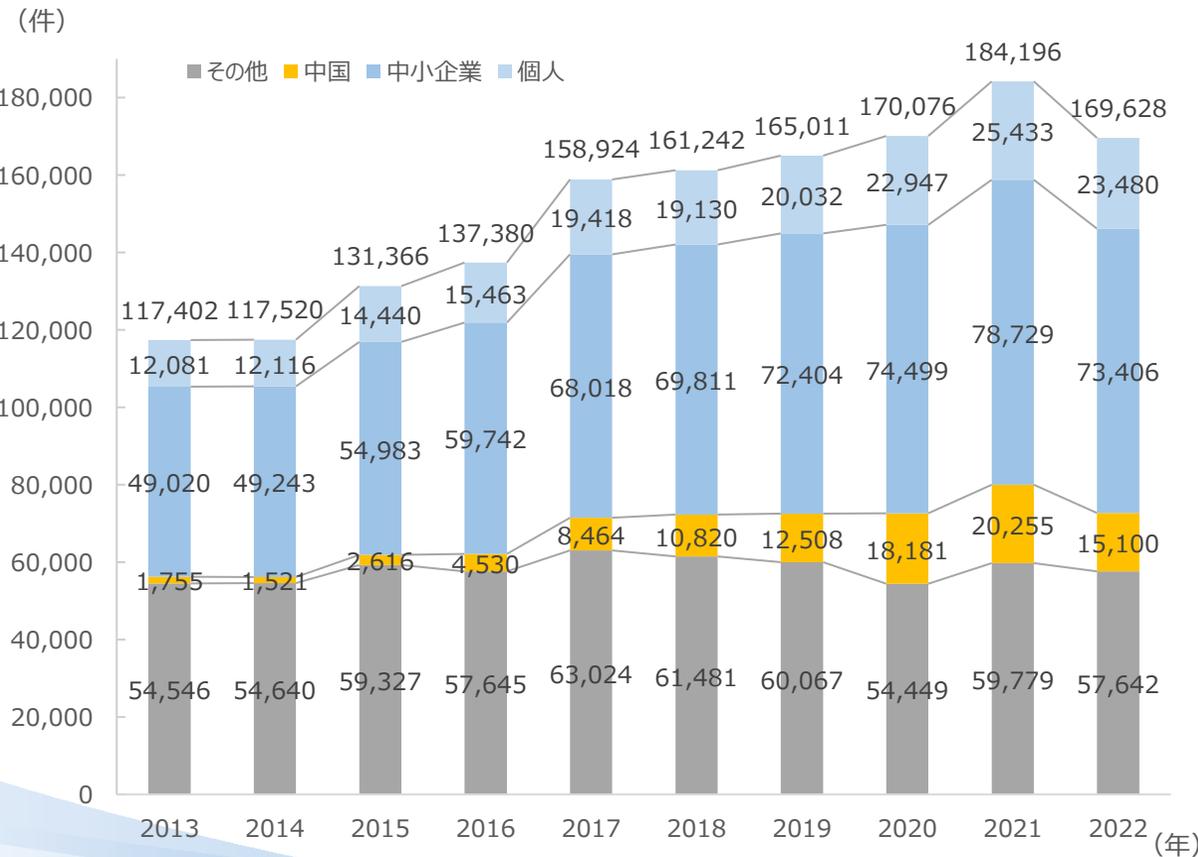


※特許庁調べ
 ※料金未納により却下される一部出願を除いた概算値を基に作成
 ※国際商標登録出願を除く

近年の出願件数増加と直近の出願件数減少要因

- 近年では、個人・中小企業・中国からの出願増が特に顕著。
- 一方、2022年は前年比で個人・中小企業・中国からの出願がいずれも減少。

商標の出願件数の推移



2013年→2022年

2021年→2022年

個人
1.9倍
11,399件増

個人
0.92倍
1,953件減

中小企業
1.5倍
24,386件増

中小企業
0.93倍
5,323件減

中国
8.6倍
13,345件増

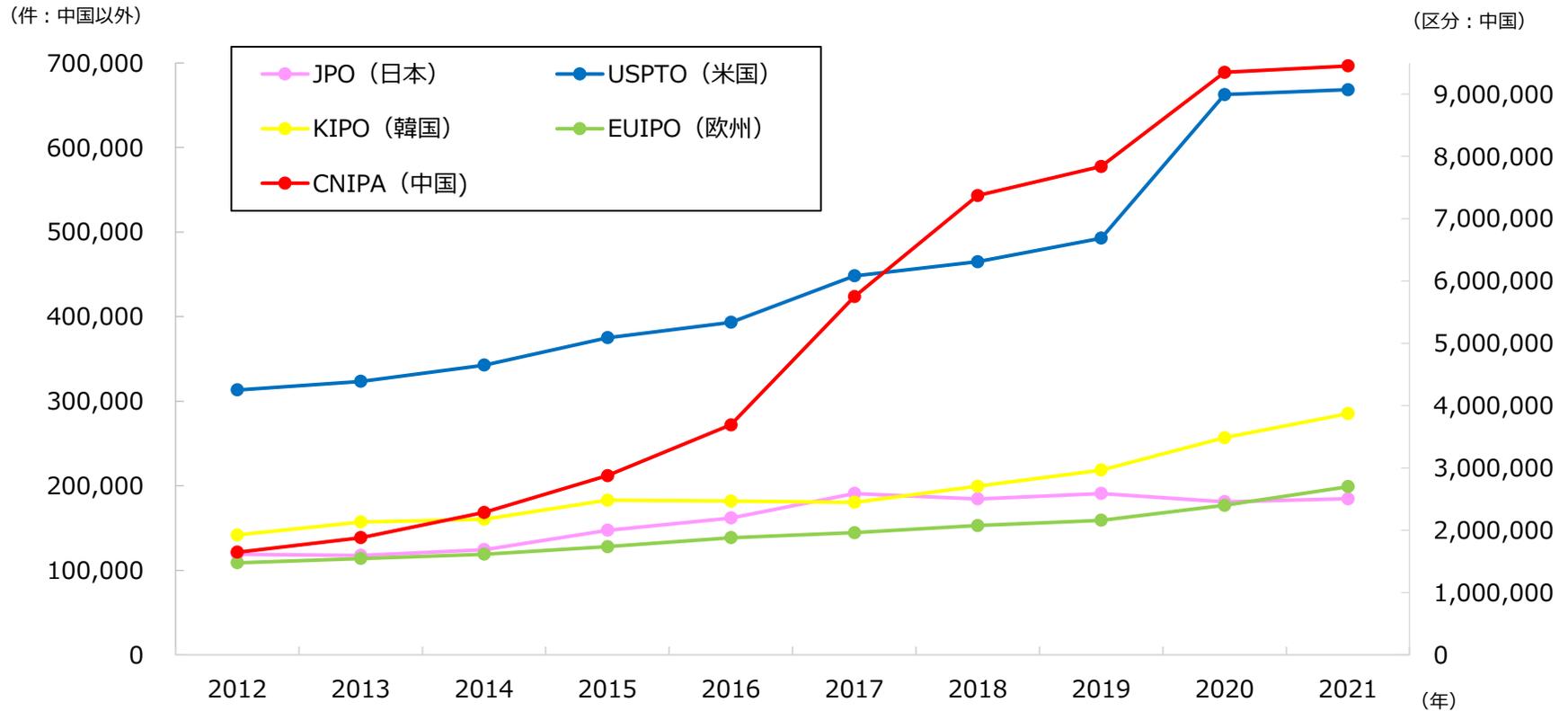
中国
0.75倍
5,155件減

※特許庁調べ
※料金未納により却下される一部出願を除いた概算値を基に作成

5大特許庁における出願件数の比較

■ 世界的に見て、出願は増加から横ばいの傾向。

日米欧中韓における商標出願件数の推移



出典：

日本・・・特許庁調べ

中国・・・中国商標戦略年度発展報告（～2017年）及びTM5におけるReport for Common Statistical Indicators（2018年～）を基に特許庁作成

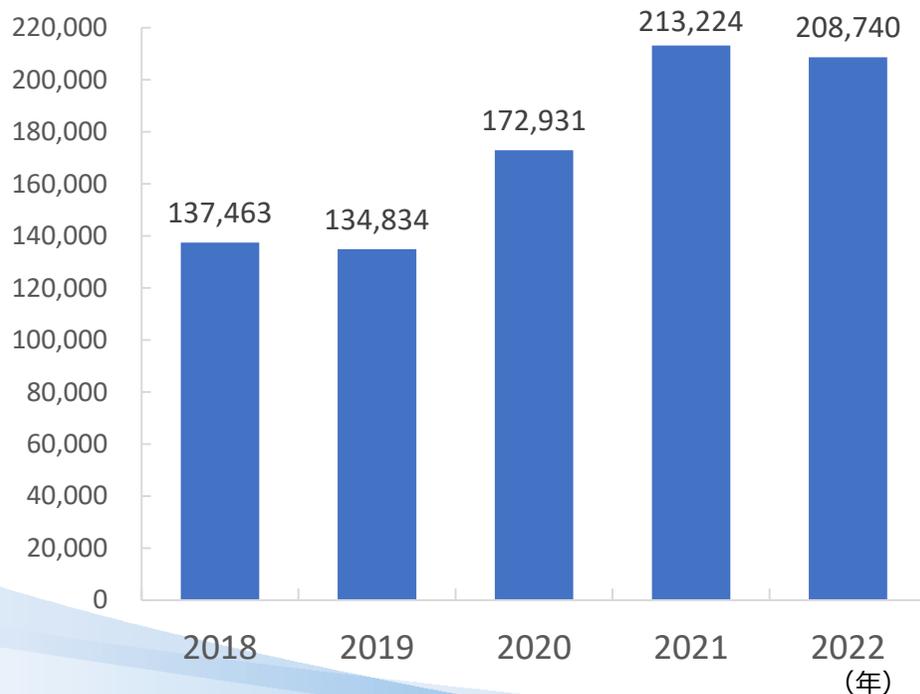
その他・・・WIPO統計

※中国は件数での公表を行っていないため、数値は区分数（右軸）。

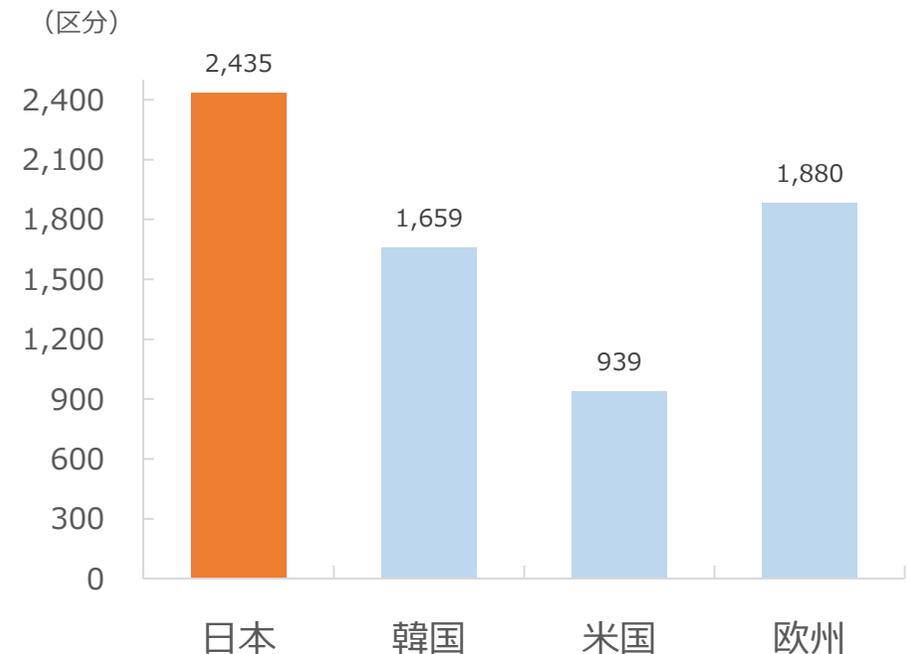
商標審査における処理件数（FA）

- 審査期間の短縮に向けて、審査官増員及び審査効率化等の施策を講じ、2022年は2021年に引き続き20万件を超える処理を達成。
- 効率的な審査体制の構築に取り組んだ結果、日本の一人当たりの処理件数（審査区分数）は、他国よりも多い。

商標審査におけるFA処理件数



審査官一人当たりの審査区分数（2021年）



※TM5 Statistics Reportより特許庁作成

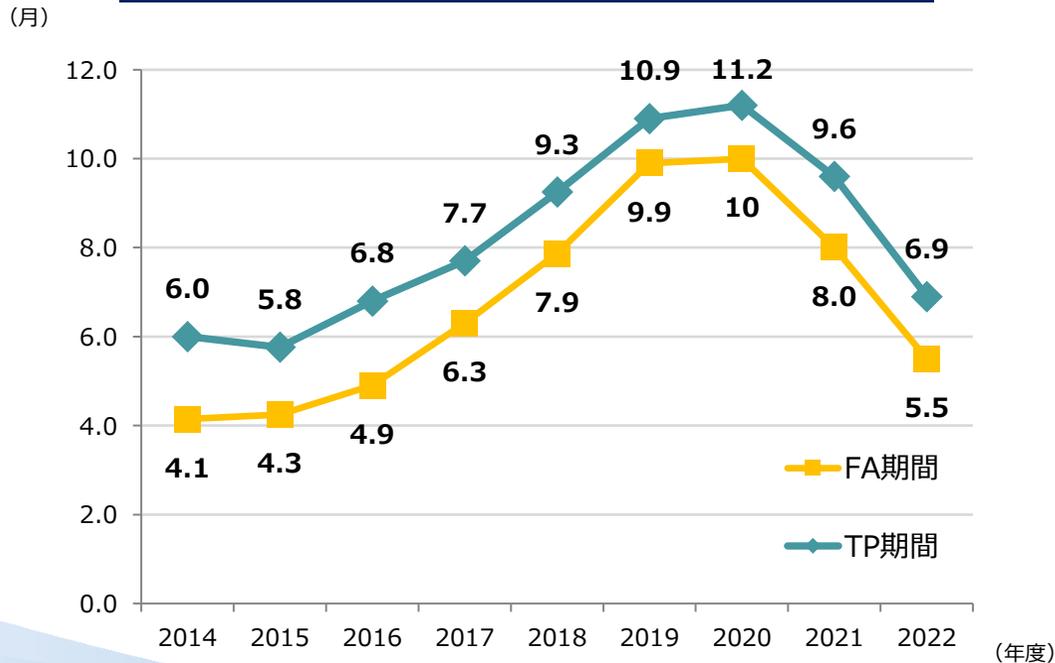
※区分数のため、一人当たりの件数とは異なる。

※EUIPOは相対的拒絶理由を審査しない等審査負担は国により相違

審査期間（FA・TP期間）

- 近年の出願増の影響等により、一次審査通知までの期間及び権利化までの期間は長期化。
- 2022年度末に一次審査通知までの期間を6.5か月、権利化までの期間を8か月とする政府目標の達成に向けて、審査官増員及び審査業務の効率化等の施策を実施した結果、審査期間の短縮を実現し、政府目標を達成。
- 今後も**商標審査の質の維持・向上とともに、適正な審査期間を堅持すべく**、審査業務の効率化及び審査体制の充実を図る。

商標審査の平均FA・TP期間の推移



【2023年度の実施庁目標】

一次審査通知までの平均期間（FA期間）：5.5～7.5ヶ月
権利化までの平均期間（TP期間）：7～9ヶ月

【審査期間短縮に向けた政府方針】

- 成長戦略【2019年6月21日閣議決定】
「2022年度末までに、商標の権利化までの期間を、国際的に遜色ないスピードである**8月**とする」（令和元年度革新的事業活動に関する実行計画 KPI）
- 知的財産推進計画2019【2019年6月21日 知的財産戦略本部決定】
「近年、商標出願件数の大幅な増加により審査期間が長期化傾向にあることを踏まえ、2022年度末までに、一次審査通知までの期間を**6.5か月**とすることにより、権利化までの期間を国際的に遜色ないスピードである**8か月**とできるよう商標審査体制を強化する。」（本文）

【参考1】適正と考えられるFA期間とは

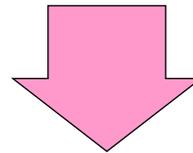
FA期間が**短縮**することで
生じる問題

- ①「情報提供制度」の形骸化
- ②不安定な権利付与（重複登録のリスク）



審査期間が**延伸**することで
生じる問題

- ①企業の安定的な事業活動を阻害
- ②企業による模倣品対策を阻害

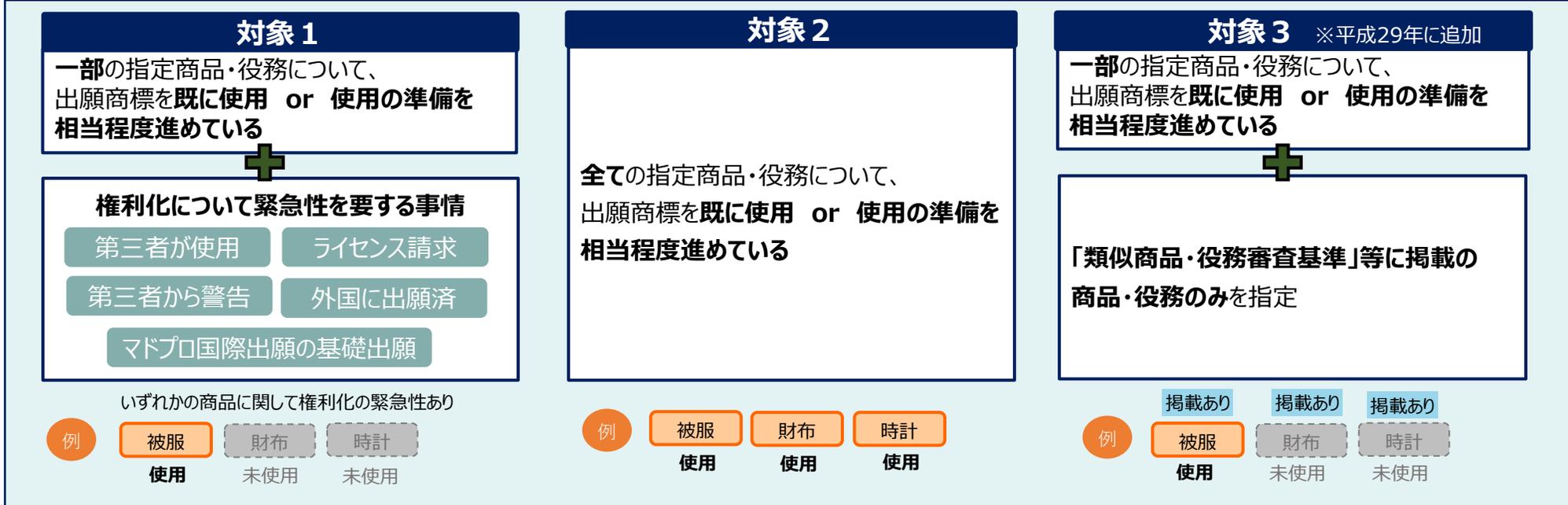


FA：6カ月程度

※より早期の審査を望むユーザーには「早期審査」の利用を推奨

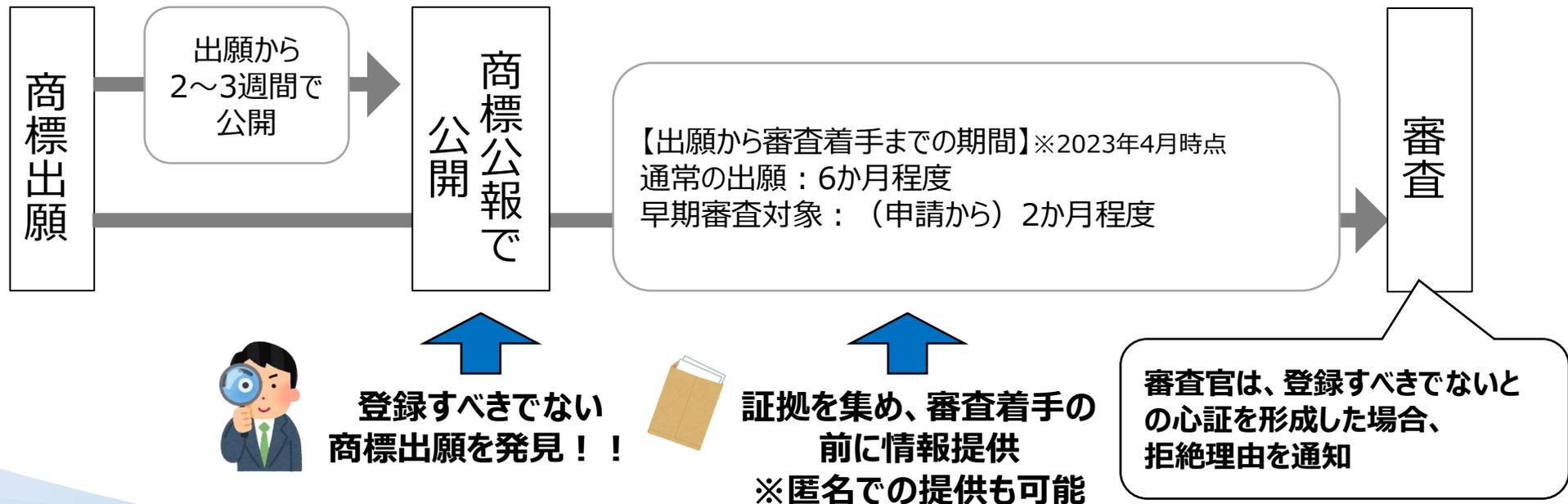
【参考2】早期審査

- ライフサイクルの短い商品・役務については早期権利化のニーズが強く、適時の権利付与のために早期審査を実施
- 2022年の早期審査の平均FA期間は1.9ヶ月。手数料不要



【参考3】 情報提供制度

- 情報提供制度は、公衆に審査官の判断に対する意見を提出する機会を提供するために設けられている制度（商標法施行規則第19条）。
- 年間の利用件数は600～1000件程度。情報提供された出願の6割程度が拒絶査定。
- 業界における専門用語、取引の実情、商標の周知性に関する資料は、審査官の職権調査のみでは限界があるため、企業側が有するこうした審査に有益な情報の提供を受けることで、審査の質の維持・向上に加え、調査に要するコストを低減し、審査の効率化に寄与。



2

審査処理、体制

任期付職員（商標審査官）の活用 . . . 13

【参考4】商標課・商標審査室の組織構成 . . . 14

外注の活用例（商標の拒絶理由横断調査事業） . . . 15

AI技術の活用による商標審査の効率化 . . . 16

【参考5】AIコンペティション（AIコンペ）とは . . . 17

【参考6】商品・役務サポートツールの提供 . . . 18

【参考7】拒絶理由のかからない出願促進 . . . 19

【参考8】出願支援ガイド . . . 20

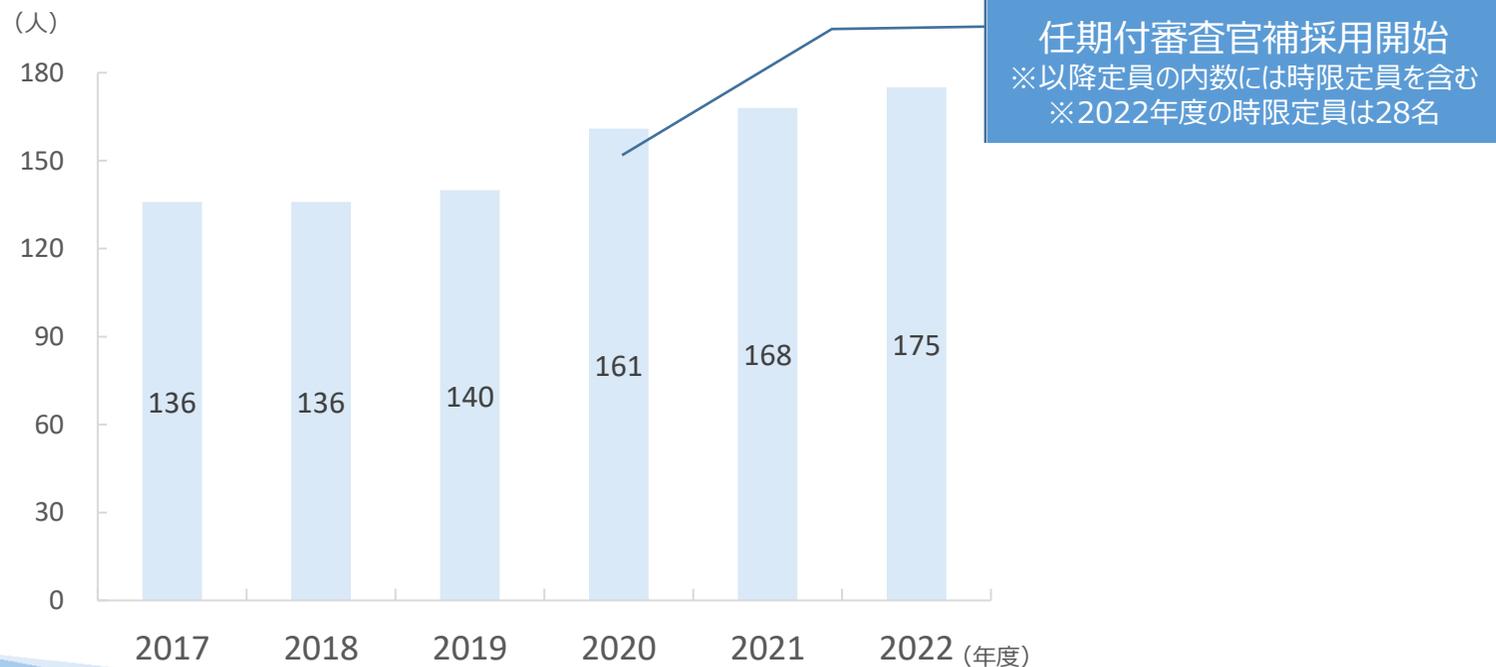
【参考9】コロナ禍を踏まえた業務見直し . . . 21

【参考10】One JPO . . . 22

任期付職員（商標審査官）の活用

- 2020年度より任期付商標審査官補の採用を開始。
- 民間企業、特許事務所等で法務一般に関する業務経験を有する者を募集し、弁理士資格や出願・権利化に係る実務経験を有する者を採用。
- 審査官増による迅速かつ的確な審査体制の構築に資すると共に、ユーザー側の実務経験・視点が商標審査部署内部で共有されることを通じて、更なる業務効率化やサービス向上に寄与。

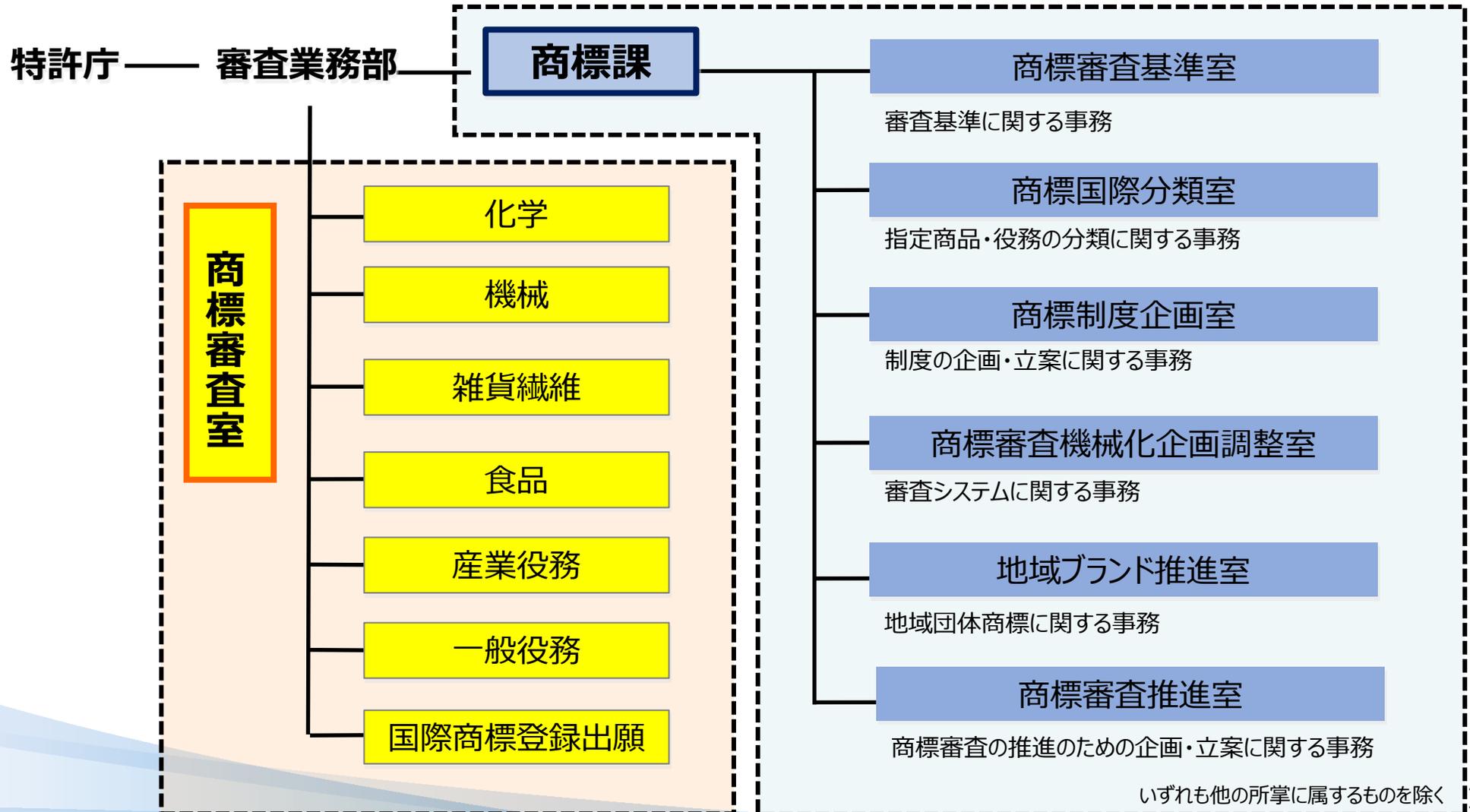
商標審査官定員の推移



出典：特許行政年次報告書2022年版

【参考4】商標課・商標審査室の組織構成

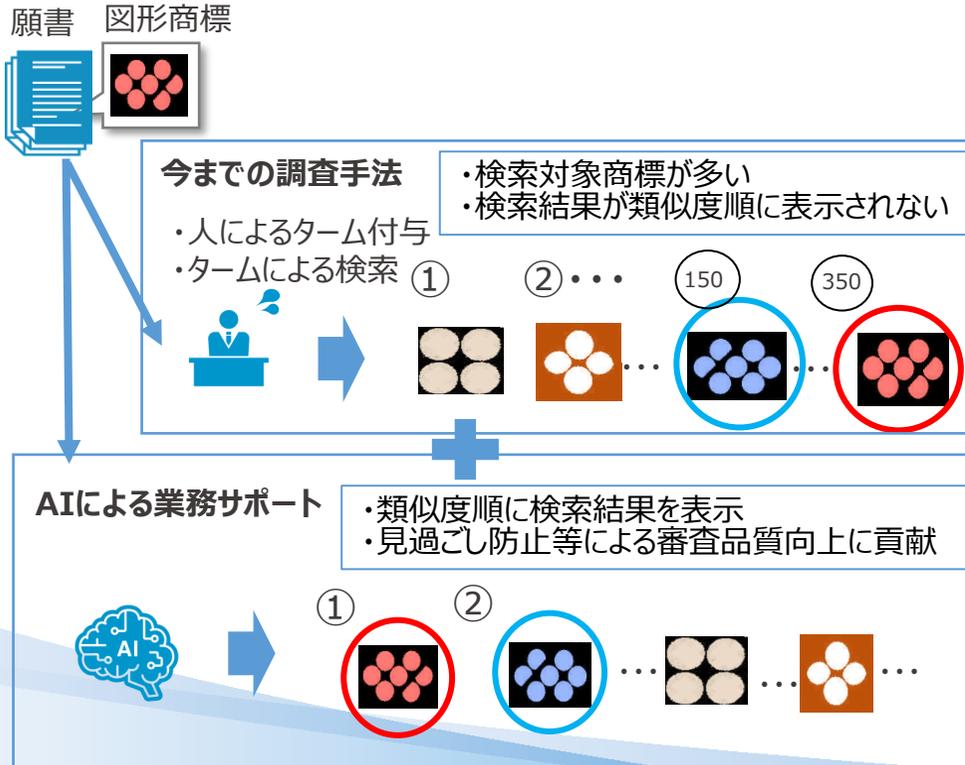
- 商標課：商標の審査に関する事務の連絡調整に関する事務
- 商標審査室：商標の審査に関する事務



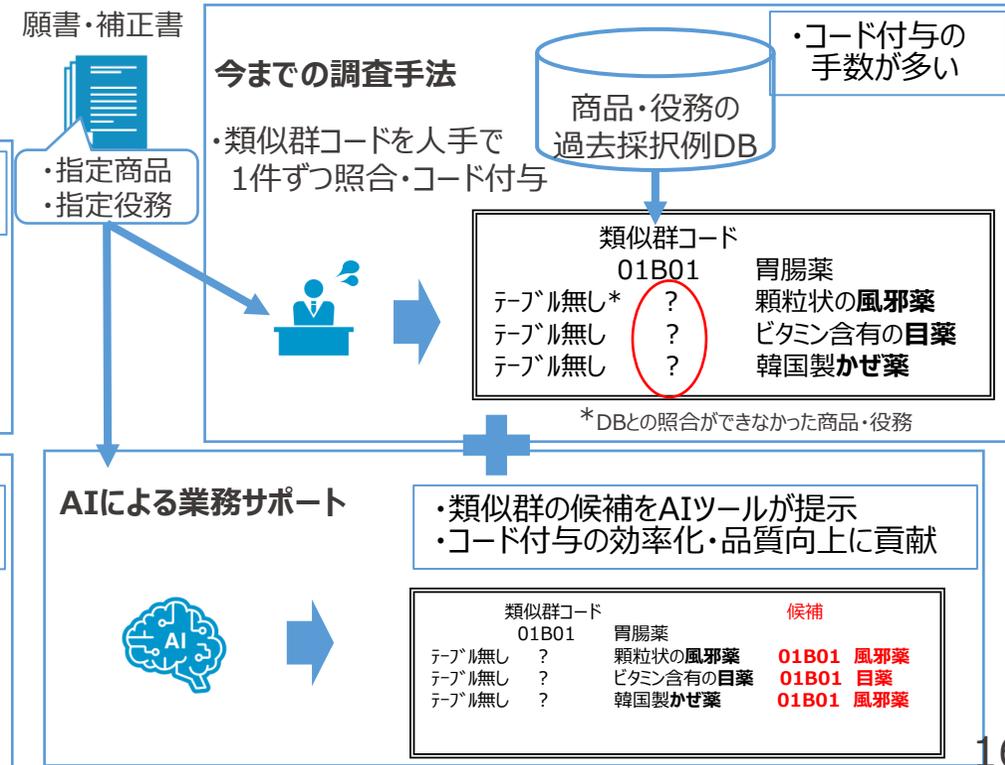
AI技術の活用による商標審査の効率化

- 商標関係では、2017年度及び2018年度に、「先行図形商標の調査」及び「指定商品・役務調査」について、AI技術の活用可能性の実証研究を実施
- 成果物は、アジャイル型開発手法により、**試行的に審査支援ツールとして導入し、審査の品質向上を図る**
- 2021年度には、「先行図形商標の調査」の検索精度向上に向けた取組として、AIコンペティションを実施
- 一部の入賞者の予測モデルを、**試行導入している審査支援ツールに搭載**
- 2023年度には、「**先行文字商標の調査**」において、AI技術の活用可能性の実証研究を行う予定

先行図形商標の調査



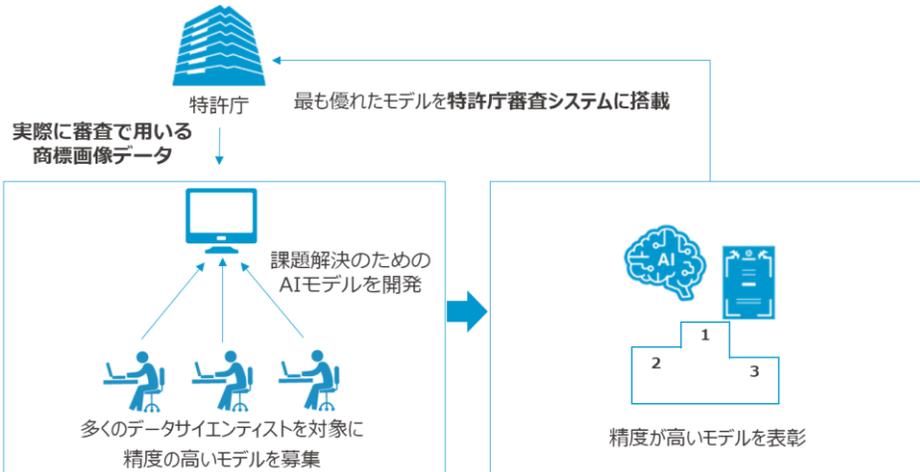
指定商品・役務調査



【参考5】AIコンペティション（AIコンペ）とは

- AIを利用したイメージサーチツールの精度向上のため、**特許庁初の機械学習コンペティション**（※）「**AI×商標：イメージサーチコンペティション**」を開催（2021年11月26日～2022年1月31日）
- 入賞者のAIモデルを**実装**することにより、現行ツールの**2倍程度の精度向上**が期待
- 審査支援ツールのAIモデル検討における**コンペ方式の有効性**を確認

AIコンペ概念図



※機械学習コンペティションとは

特定の課題及び関連データを公開し、その課題解決のためのモデル開発を広く一般から募り、優秀なものを採用する開発手法。優れた技術やアイデアを有する人材を新たに発掘し、システム開発に参画する機会を創出することで、**効率的なシステム開発**及び**イノベーションの促進**も期待。
実装まで含めたコンペ開催は**極めて珍しい**取組。

AIコンペ参加者・投稿者数

- 参加者数：**637名**
- 投稿件数：**1,453件**

入賞者とスコア

順位	氏名/名称	投稿回数	スコア*
1	ヤフー(株)チーム	101	0.734
2	穴井 晃太氏	85	0.685
3	NRIデジタル(株)チーム	162	0.667

*スコア0.7 = 課題に対する正解率が約7割

【参考6】 商品・役務サポートツールの提供

- 2023年3月から、出願人による明確な指定商品又は指定役務の表示に基づいた出願を推奨すべく、明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を簡易に検索・確認できる「商品・役務サポートツール」をユーザーに提供。
- 同ツールにより、出願人の以下作業を大幅に簡素化。
 - (1) 明確な指定商品又は指定役務の表示として特許庁が公表している商品・役務を検索
 - (2) 入力した商品・役務が、特許庁が公表している商品・役務と一致しているか否かの確認

商品・役務サポートツール



いちから商品・役務を指定したい方は

商品・役務名検索ツール



すでに指定商品・指定役務をお決めの方は

指定商品・指定役務判定ツール



～お知らせ～

ファストトラック審査運用の休止に伴い、「ファストトラック審査サポートツール」は「商品・役務サポートツール」にリニューアルしました。

現時点で本ツールでは、「類似商品・役務審査基準」、「商標法施行規則」又は「商品・サービス国際分類表（ニース分類）」に掲載の商品・役務名を検索・判定することができます。

【参考7】 拒絶理由のかからない出願促進

- 不要な拒絶理由は、出願人にとっては権利化遅延、特許庁にとって審査負担増加となる。
- 商標出願前の以下項目の確認により、不要な拒絶理由の回避は可能。

1. 3条1項柱書き（使用の意思）

- ✓ 使用予定のある商品・役務のみ指定（不使用商標対策及びサーチ範囲の縮減）
- ✓ 「資格を証する書面」（資格が必要な指定役務）又は「商標の使用（使用意思）」及び「事業予定」の事前提出

2. 3条1項各号（識別性）

- ✓ 識別性の弱い商標の出願精査（審査負担軽減）

3. 4条1項11号（先願）

- ✓ 出願前の先願サーチを徹底し、抵触する商品・役務を出願時に回避（サーチ範囲の縮減、拒絶理由回避）
- ✓ 登録商標の権利者と出願人名義の統一（拒絶理由回避）

4. 4条1項16号（品質誤認）

- ✓ 出願時に指定商品・指定役務の表示を限定（拒絶理由回避）

5. 6条（商品・役務）

- ✓ 類似商品・役務審査基準等に基づく出願推奨（審査負担軽減）
- ✓ 上申書等による事前の商品・役務の説明（拒絶理由回避）

【参考8】 出願支援ガイド



- ✓ 特許庁は2021年8月、商標審査官が教える出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」を発行。
- ✓ 初めて商標出願するユーザー向けに、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説。
- ✓ INPIT・普及支援課等と連携し、各種セミナー等で積極的に周知。
- ✓ 2022年4月、料金改定、納付方法、ファストトラック審査サポートツール等、最新情報を反映した第2版を発行。
- ✓ 2023年4月に、商品・役務サポートツール等、最新情報を反映した第3版を発行。

出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf

【参考9】コロナ禍を踏まえた業務見直し

テレワークの本格導入を踏まえた業務の見直し

■ オンライン面接の導入（「面接ガイドライン」改訂）

■ 電子メールの活用（FAXを介さず補正案を接受）

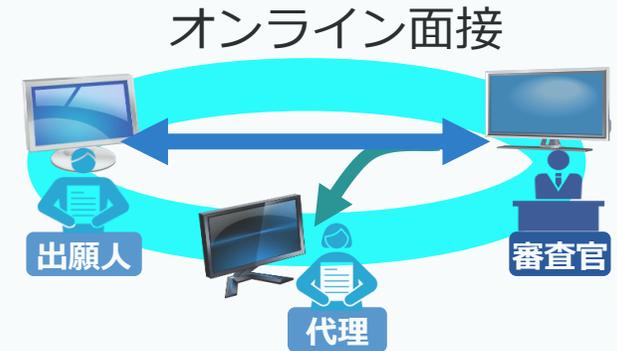
- ・所属審査室ごとの電子メールアドレスでメールを受付
- ・電子メールアドレスは、拒絶理由通知書内に記載
- ・2020年8月導入以降、メール利用件数は徐々に増加

■ 押印や自署の見直し（審査官に提出する書類の押印・自署の廃止）

- ・第3条第1項柱書の商標の使用の意思に関する書類
- ・第4条第1項第8号に関する承諾書
- ・第4条第1項第11号の出願人と引用商標権者の支配関係に関する書類 等

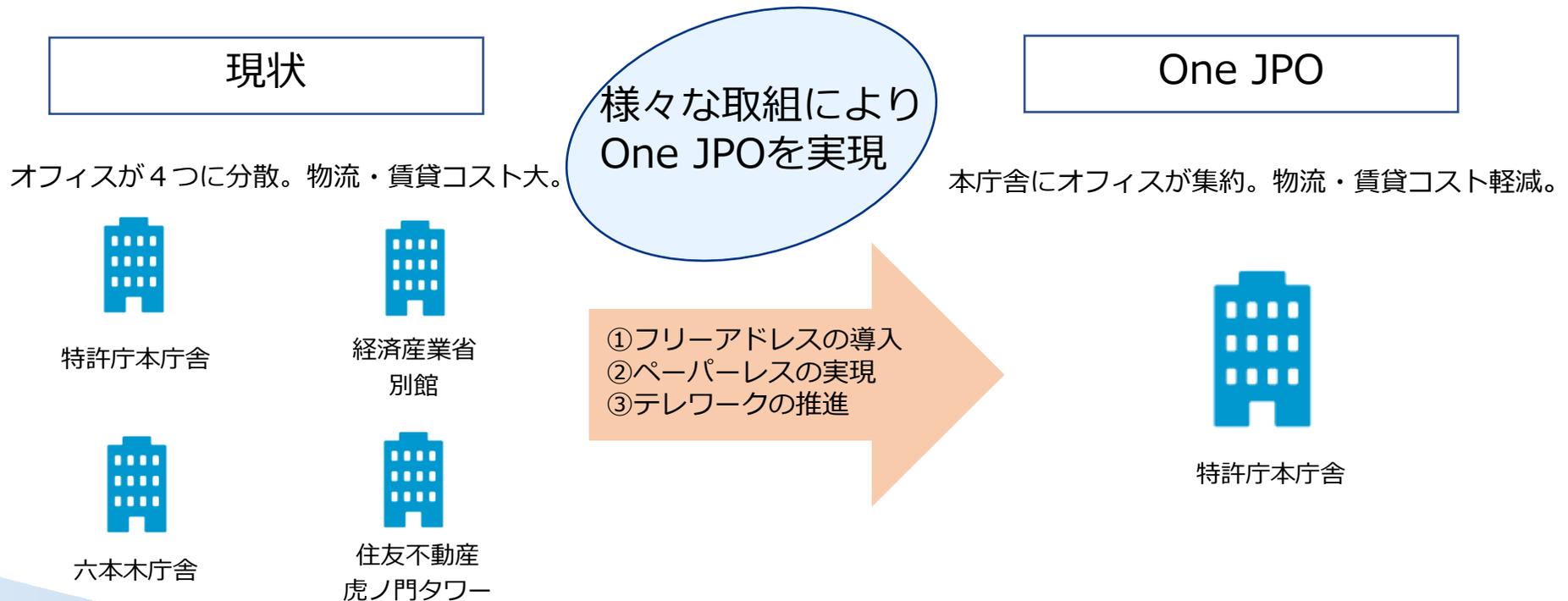
■ テレワーク推進

- ・審査官向けのテレワーク支援ツールの開発推進
- ・2021年4月から、テレワーク中の審査官と電話連絡できる手段を整備



【参考10】 One JPO

- One JPOとは、4か所に職場が分散していた職員全員が庁舎改修を機に本庁舎での勤務を実現することで、業務の効率性及び組織の一体感を高めること。
- テレワークやペーパーレス、フリーアドレスの導入などの様々な取組を通じて、One JPOの実現を目指す。
- 商標課及び商標審査部も2023年5月から本庁舎への移転&フリーアドレスを実施。



3

品質管理

商標審査の品質管理（取組概要）・・・24

【参考1-1】商標審査に関する品質ポリシー・・・25

全体・個別のユーザー評価（2022年度ユーザー評価調査の結果）・・・26

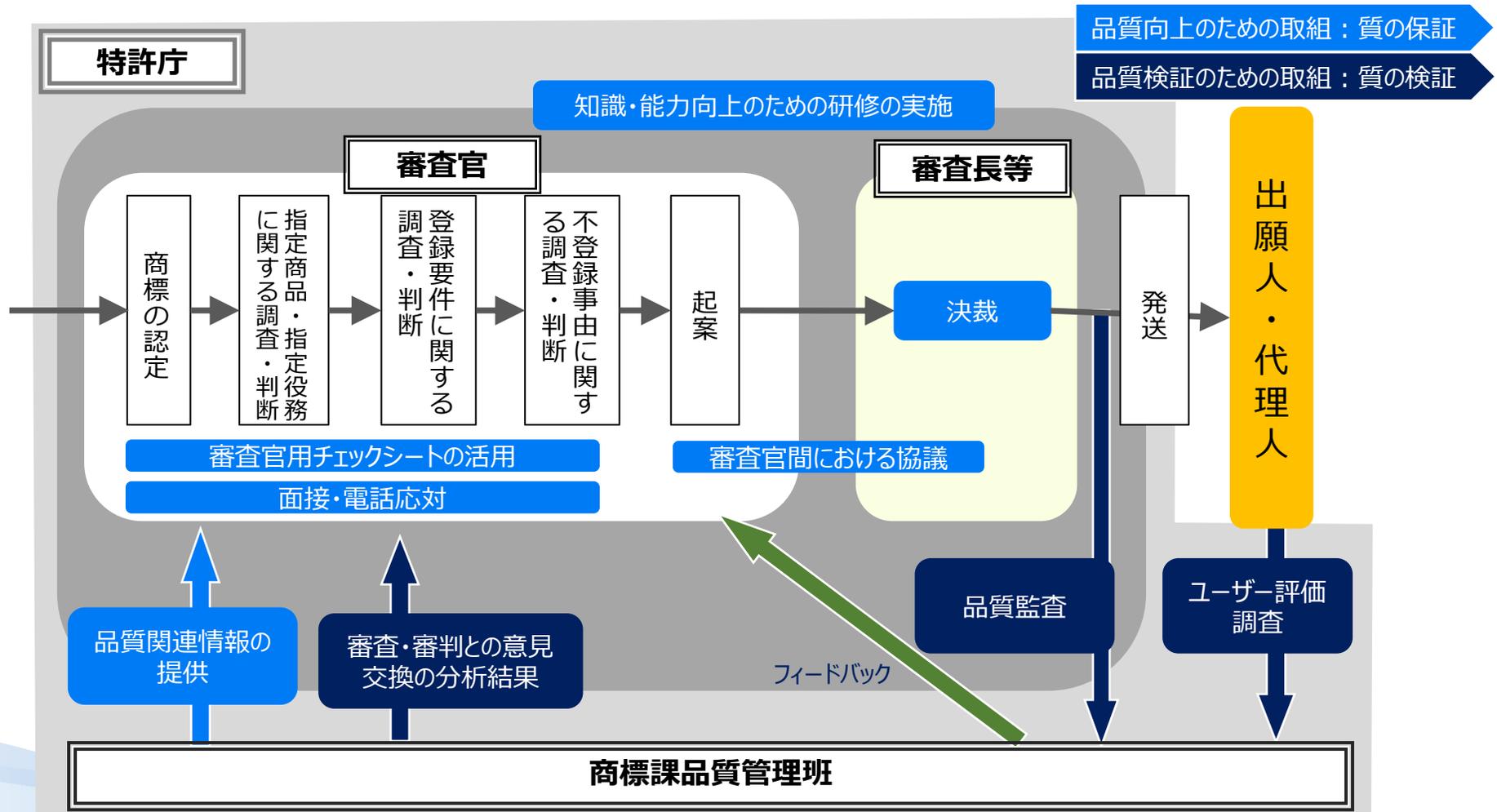
【参考1-2】他国庁との比較（2022年度ユーザー評価調査の結果）・・・27

ユーザーとのコミュニケーション・・・28

【参考1-3】コミュニケーション円滑化に関する取組・・・29

商標審査の品質管理（取組概要）

- 商標審査の質を総合的な視点から分析・課題抽出し、向上させるため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から取組を行っている。



【参考11】商標審査に関する品質ポリシー

商標審査に関する品質ポリシー

- 商標審査に関する品質ポリシーは、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則。
- 審査の質に対する審査官の意識向上、商標審査基準の充実、審査官の判断のばらつきの解消、適切な起案作成及び審査内容の理解促進といった課題解決を目的として策定。

<商標審査に関する品質ポリシー（抜粋）>

- ・ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化に貢献します
- ・一貫性及び客観性を有する審査を行います
- ・出願人等とのコミュニケーションを深め、商標制度の利用促進を図ります
- ・国内外の関係者と積極的に情報を共有し、審査の質の向上に取り組みます
- ・継続的に業務を改善します
- ・職員の知識・能力を向上させます

「商標審査に関する品質ポリシー」（2014年8月）



品質ポリシーについて、御意見等ございましたらお気軽にお寄せください。

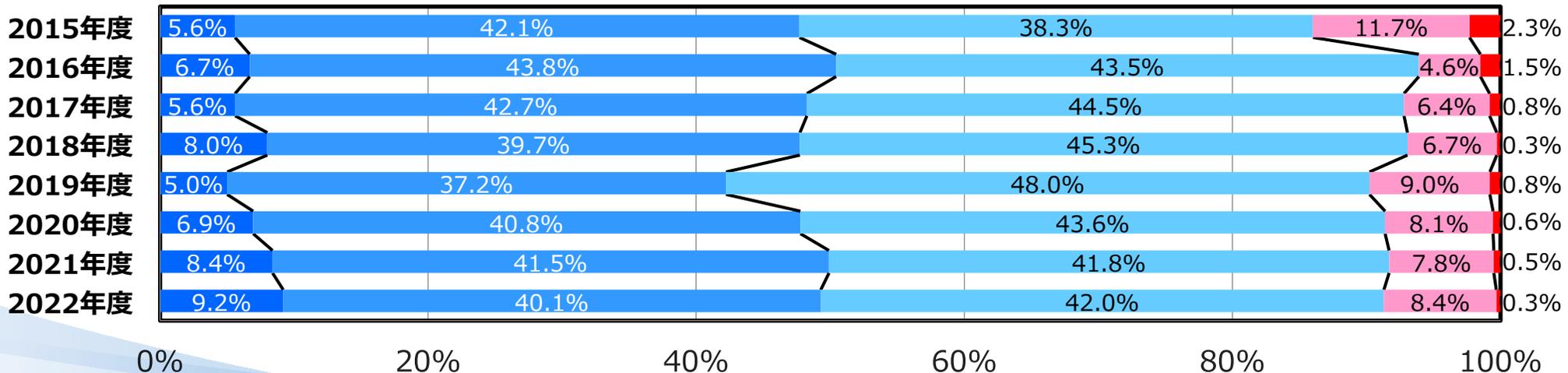
お問合せ先：特許庁HP（「特許庁の審査に関する品質ポリシー」）お問合せフォーム

全体・個別のユーザー評価（2022年度ユーザー評価調査の結果）

- 商標審査に関する全体としての質の評価において、「普通」以上の評価の割合は91.3%であり、そのうち、肯定的な評価（「満足」と「比較的満足」の評価）の割合は49.3%であった。
- 個別の評価項目について、「類似性の判断」、「主張の把握」、「指定商品・役務の判断」、「【拒絶理由】必要な説明」、「【拒絶査定】必要な説明」、「【拒絶査定】理解しやすい文言」、「【拒絶査定】適切な応答」に関して比較的高い評価を受けた。
- 個別の評価項目について、「識別性の判断」、「審査官間の均質性」、「基準・便覧との均質性」、「審判決との均質性」は、ユーザーが重要視している項目。

商標審査の質全般の評価

■ 5 : 満足 ■ 4 : 比較的満足 ■ 3 : 普通 ■ 2 : 比較的不満 ■ 1 : 不満



【参考12】他国庁との比較（2022年度ユーザー評価調査の結果）

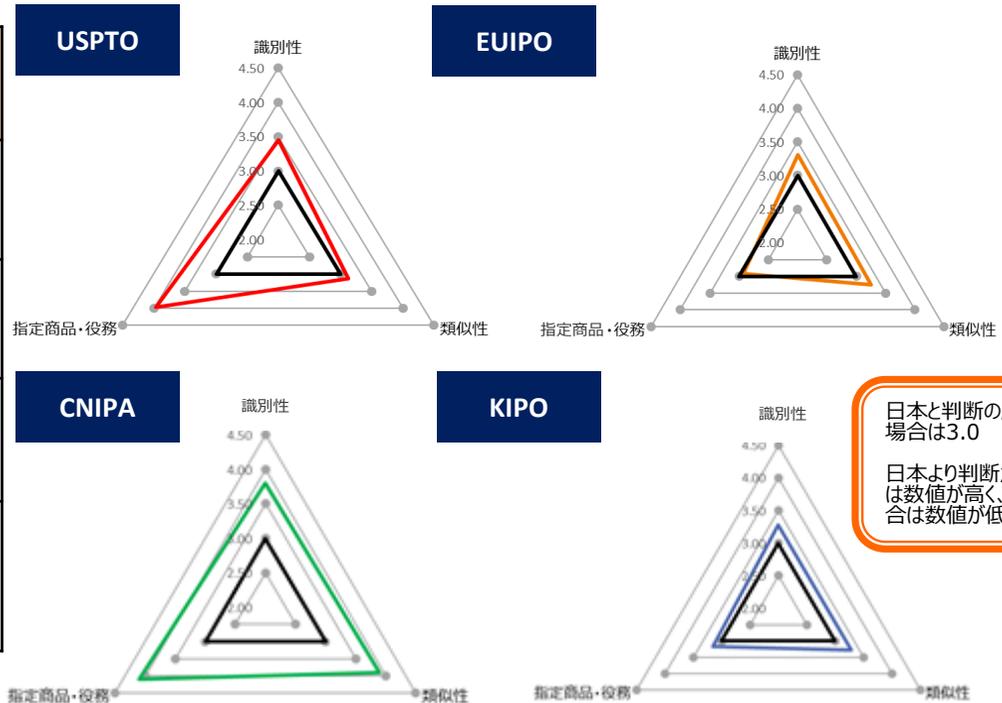
他国庁との比較について

- 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる項目として、「審査における判断・理解」を選択したユーザーが最も多く、「審査における判断の均質性」、「拒絶理由通知等の記載内容」がそれに続いて多く選択された。
- 他国の特許庁が優れていると感じる項目としては、米国特許商標庁「拒絶理由通知等の記載内容」を選択したユーザーが最も多く、同庁「審査における判断・理解」、同庁「審査における判断の均質性」の順に割合が多くなった。
- 識別性、類似性、指定商品・役務の判断について、他国の特許庁では全般的に日本国特許庁よりも厳しい判断が行われているとユーザーは認識している。

各観点からそれぞれ優れている（または望ましい）と感じる庁についての回答の集計結果

	JPO	USPTO	EUIPO	CNIPA	KIPO
審査における判断・理解	63 (35.0%)	32 (17.8%)	15 (8.3%)	4 (2.2%)	13 (7.2%)
審査における判断の均質性	54 (30.0%)	20 (11.1%)	18 (10.0%)	5 (2.8%)	14 (7.8%)
拒絶理由通知書等の記載内容	54 (30.0%)	40 (22.2%)	16 (8.9%)	7 (3.9%)	15 (8.3%)
電話、面接等における審査官とのコミュニケーション	38 (21.1%)	18 (10.0%)	4 (2.2%)	1 (0.6%)	6 (3.3%)

識別性、類似性、指定商品・役務の判断についての日本特許庁と他国特許庁との比較



日本と判断の厳しさが同じ場合は3.0
日本より判断が厳しい場合は数値が高く、厳しくない場合は数値が低くなる

ユーザーとのコミュニケーション

2023年度に特許庁が達成すべき目標（審査の質）

- ✓ コミュニケーションに関するユーザーの評価について **上位評価割合 65%以上** とする*。
*主たる出願人に対し、アンケートを送付。「5：満足」、「4：比較的満足」、「3：普通」、「2：比較的不満」、「1：不満」のうち、上位2段階である「5：満足」及び「4：比較的満足」を集計。
- ✓ 出願人の求めに応じて、原則、**100%面接**を実施する*。
*面接ガイドラインに規定された不適切な事例（事前連絡なく来庁して面接の申込みを行う場合等）を除く。

ユーザーとの意見交換

- ✓ 業界のビジネス動向やユーザーニーズの把握及び課題抽出を図るべく、ユーザーと積極的に意見交換を行い、商標審査部門全体における品質管理に係る各種取組についての検証を行っている。
- ✓ 地域ブランド関連における新たな出願人の開拓に向けての制度説明や出願支援、権利者への活用状況についてのヒアリング等を通じ、地域団体商標制度の利用促進を図っている。

<意見交換実績（2022年度）> ※2022年12月末時点

・55件（内訳）業界団体：17団体、民間企業：23社、組合・商工会等：15団体

【参考13】コミュニケーションの円滑化に関する取組

コミュニケーション円滑化に関する取組

【DX時代の商標審査官とのコミュニケーション】



- テレワーク中の審査官との電話連絡やコミュニケーションの概要について紹介するリーフレットを特許庁HPで公表。（2022年10月）

「DX時代の商標審査官とのコミュニケーション」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shohyo_communication.pdf

【コミュニケーションに関する運用の徹底及び課題の把握】

- テレワーク中の審査官による折り返し連絡の義務化（運用の明確化）
- 全審査官を対象とした面接ガイドライン等に関するeラーニング形式の「品質テスト」の実施
- 審査官側の視点からの課題抽出を目的とする審査官向けアンケート調査の実施

4

新しいタイプの商標、地域団体商標

新しいタイプの商標 . . . 3 1

【参考14】最近登録となった新しいタイプの商標等 . . . 3 2

地域団体商標 . . . 3 3

【参考15】地団マーク・ガイドブック（地団の活用促進） . . . 3 4

【参考16】地団事業者同士のコラボ（地団の活用促進） . . . 3 5

新しいタイプの商標

- 平成27年(2015年)4月から、音や色彩といった新しいタイプの商標も登録可能に。言語を超えたブランドメッセージを保護し、企業の多様なブランド戦略を支援することが目的。

新しいタイプの商標の 出願・登録状況*マドプロ出願を除く

(2023年4月1日時点特許庁調べ)

	合計	タイプ別内訳				
		音	色彩	位置	動き	ホログラム
出願件数	2,134	730	558	588	237	21
登録件数	695	349	9	139	182	16

音商標

音楽、音声、自然音等からなる商標であり、聴覚で認識される商標
(例:CMなどに使われるサウンドロゴやパソコンの起動音など)



登録第5804299号
久光製薬(株)

色彩のみからなる商標

単色又は複数の色彩の組合せのみからなる商標
(例:商品の包装紙や広告用の看板に使用される色彩など)
*これまでの図形等と色彩が結合したものではない商標



登録第5930334
(株)トンボ鉛筆



登録第5933289号
(株)セブン-イレブンジャパン



位置商標

文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標



登録第6034112号
日清食品ホールディングス(株)

動き商標

文字や図形等が時間の経過に伴って変化する商標
(例:テレビやコンピューター画面等に映し出される変化する文字や図形など)



登録第5804316号
(株)ワコール

ホログラム商標

文字や図形等がホログラフィーその他の方法により変化する商標
(例:見る角度によって変化して見える文字や図形など)



登録第5804315号
三井住友カード(株)

【参考14】最近登録となった新しいタイプの商標等

立体商標

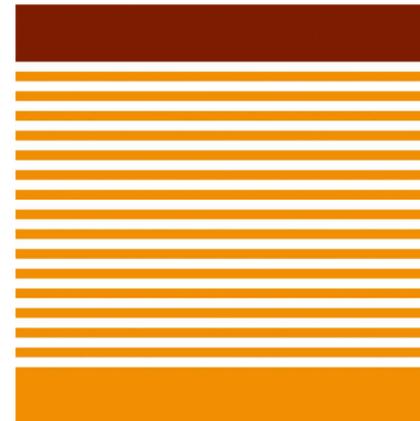
登録第6419263号
登録日：2021/07/21
権利者：株式会社明治

※きのこのこの山の立体的形状も登録
済み（登録第6031305号）



色商標

登録第6534071号
登録査定：2022/03/18
権利者：日清食品ホールディングス株式会社



(「チキンラーメン」出典：<https://www.nissin.com/jp/products/items/9057>)

地域団体商標

地域団体商標

=

「地域名 + 商品（役務）名」

- **地域ブランドの保護による地域経済の活性化**を目的に、2006年に導入
- 地域ブランドとして用いられることが多い、**地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる文字商標**について、**一定範囲の地域で有名である等の要件を満たせば登録可能**とする制度。登録：756件（2023年7月1日時点、出典：特許庁HP）
- 登録できる主体は、**組合、商工会、商工会議所及びNPO法人**に限られる
※2017年7月からは、地域未来投資促進法による商標法の特例措置により、一定の条件の下、一般社団法人まで主体を拡充

主な登録要件

主体要件

事業協同組合等の**組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人**（設立根拠法において組合員の加入自由を規定）

商標の構成

「**地域の名称**」と「**商品（役務）名**」等の組み合わせからなる**文字商標**であること

地域と商品役務の関連性

商標中の「**地域の名称**」が商品（役務）と**密接な関連性（商品の生産地である等）**を有すること

周知性

出願人又はその構成員の使用により、**これらの者の商標として知られていること**

農業協同組合

「十勝川西長いも」

（帯広市川西農業協同組合）
商標登録第5002095号



事業協同組合

「江戸切子」

（江戸切子協同組合）
商標登録第5085277号



商工会議所

「中津からあげ」

（大分県 中津商工会議所）
商標登録第5817143号



NPO法人

「小豆島オリーブオイル」

（香川県 NPO法人小豆島オリーブ協会）
商標登録第5800807号



【参考15】地団マーク・ガイドブック（地団の活用促進）

① マークの策定

- 地域団体商標制度の認知度向上、権利者団体からの統一マーク策定のニーズに応えるため、2018年1月にマークを決定。
- 特許庁がHPやパンフレット、イベント等で使用するほか、権利者団体にも商品等パッケージやHP等において使用してもらうことにより、マークや制度の更なる周知を図る。

【地域団体商標マーク】



- マーク使用届の申請は234団体（2023.7.1時点）
- 日本及び中国で商標登録済み（日本：2018.4.20）（中国：2019.4.7）

＜マークの効果＞

1. 地域団体商標の商標権を有する団体等のみが使用できるため、マークの有無により、第三者と差別化
2. 商品のパッケージや印刷物、イベントの際等に、地域ブランドとして特許庁に登録されていることをPRするツールとして活用することで、第三者による商標権の侵害を未然に防止



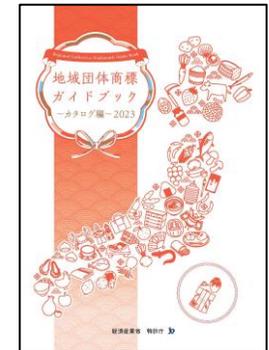
地域団体商標の産品（サービス）のブランド力向上

② 地域団体商標ガイドブックの作成

- 地域団体商標制度の更なる普及を促すため、地域団体商標の情報等を掲載した冊子を毎年作成し、各都道府県、市区町村、商工会・商工会議所、地域団体商標を保有する団体等に配布し、対外的に広く普及活動を行っている。

【地域団体商標ガイドブック～カタログ編～2023】

- 地域団体商標制度の概要、制度に関する支援策、登録されている742件（2022年12月末時点）の地域団体商標を掲載。



【地域団体商標ガイドブック 地域ブランド10の成功物語】

- 地域団体商標の活用事例、地域ブランド化とは何か、地域ブランドの意義と作り方、地域団体商標としての権利化の方法等を掲載。地域ブランド振興に取り組む方にオススメの一冊となっている。



【参考16】地団事業者同士のコラボ（地団の活用促進）

③ 地域団体商標事業者同士のコラボレーションの実施

- 九州経済産業局と近畿経済産業局の仲介で、地域団体商標として登録されている「指宿鰹節」（鹿児島県指宿市）と「三木金物」（兵庫県三木市）の事業者によるコラボレーションが実現し、新商品「鰹節削り器」の開発に成功。
- 2023年4月14日、特許庁にて、打越指宿市長、仲田三木市長、苗村九州経済産業局長、伊吹近畿経済産業局長、野村審査業務部長が一堂に会し発表会を実施。
- 各地域の経済産業局が連携することにより実現した地域を越えた地域団体商標事業者同士のコラボレーションは初の事例。



【記者発表の様子】



【掲載メディア】



2023年4月27日 神戸新聞三木版

掲載メディア数：9社
 ・テレビ 2社
 (NHK鹿児島、南日本放送)
 ・新聞 8社
 (南日本新聞、鉄鋼新聞、時事通信社、日刊工業新聞、毎日新聞鹿児島支社、神戸新聞三木版、読売新聞観光経済新聞)



2023年4月16日 南日本新聞

5

商標制度、審査基準、商品役務分類

商標制度の見直し（令和5年法改正）・・・37

商標審査基準ワーキンググループ・・・38

【参考17】知財一括法の概要・・・39

【参考18】コンセント制度の概要・・・40

【参考19】他人の氏名を含む商標の登録要件緩和の概要・・・41

【参考20】海外からの模倣品流入への規制強化（令和3年法改正）・・・42

【参考21】二段階納付廃止及び登録査定を送達方法見直し（令和3年法改正）・・・43

【参考22】Madrid e-Filingによる出願受付・・・44

商品・役務の分類に関する取組・・・45

【参考23】「新しい商品・役務名のご意見・ご要望」・・・46

【参考24】仮想空間における商標の保護・・・47

商標制度の見直し（令和5年法改正）

- 商標制度小委員会において、商標を活用したブランド戦略展開に資するものとして、「他人の氏名を含む商標の登録要件緩和」、「コンセント制度の導入」等に関する改正の要否及び制度の詳細を検討し、報告書を取りまとめ。
- 同報告書を踏まえた商標法等の改正案を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律案が可決・成立し、令和5年6月14日に公布。以下の改正事項は公布の日から起算して1年以内に施行され、施行日以後にする出願について適用される。
- 制度の詳細な運用については、今後、商標審査基準ワーキンググループにおいて検討を進めていく予定。

他人の氏名を含む商標の登録要件緩和

- 構成中に他人の氏名を含む商標は、当該他人の承諾なく登録することができない（第4条第1項第8号）。
- 近年の審査、審決及び裁判例では、同号を厳格に解釈。商標の構成中に含まれる他人の氏名の知名度等に関わらず、当該他人の承諾がないものは拒絶されていることから、創業者やデザイナー等の氏名をブランド名に用いることの多いファッション業界を中心に、同号の要件緩和の要望がある。
- このため、①他人の氏名に一定の知名度の要件を課す、②出願人側の事情を考慮する規定を設けることで、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和。

コンセント制度の導入

- 商標法上、他人の先行登録商標と同一又は類似の後行商標は登録することができない（第4条第1項第11号）が、同制度は、先行登録商標の権利者の同意（コンセント）があれば、後行の商標の併存登録を認めるもの。
- 諸外国・地域においては既に同制度が導入されていたが、需要者が商品等の出所を混同するおそれを排除できない等の理由から、導入が見送られてきた。しかし、中小・スタートアップ企業の新規事業でのブランド選択の幅を広げる観点や国際調和の観点から同制度を整備する必要がある。
- このため、権利者の同意に加え、出所混同が生じないと認められる場合には併存登録を認めるコンセント制度を導入するとともに、事後的な混同防止措置として、混同防止表示請求や不正使用取消審判請求について手当。

商標審査基準ワーキンググループ

開催について

商標審査に係る令和5年法の施行に向けて、審査の詳細な運用について、商標審査基準ワーキンググループ（審議会）において審議し、商標審査基準を策定する。

商標審査基準ワーキンググループ委員

江幡 奈歩	阿部・井窪・片山法律事務所 弁護士
大西 育子	日本商標協会 理事 ／曙国際特許事務所 神楽坂オフィス 弁理士
金子 敏哉	明治大学法学部 教授
木村 一弘	弁理士法人 坂本国際特許商標事務所 弁理士
相良 由里子	日本弁護士連合会 知的財産センター 事務局長 ／中村合同特許法律事務所 弁護士
島並 良 (座長)	神戸大学大学院法学研究科 教授
徳若 拓也	一般社団法人 日本知的財産協会商標委員会 委員長 ／株式会社KADOKAWA 弁理士
橋本 千賀子	日本弁理士会 商標委員会 ／弁理士法人 酒井国際特許事務所 弁理士

検討内容・スケジュール（予定）

括弧内の回数は今年度の開催回

- 第31回（第1回） 7月12日
 - ・商標審査基準の今後の検討事項と進め方
 - ・コンセント制度の導入①
- 第32回（第2回） 8月31日
 - ・コンセント制度の導入②
- 第33回（第3回） 10月（P）
 - ・他人の氏名を含む商標の登録要件緩和①
- 第34回（第4回） 11月（P）
 - ・他人の氏名を含む商標の登録要件緩和②
 - ・既存の審査基準の見直し
 - ・改訂案のとりまとめ（※）

※改正案のパブコメ 12～1月（P）

ただし、進捗状況により、追加開催の要否を検討する

- 第35回（第5回） 1月（P）
 - ・改訂案決定
 - ⇒ **商標審査基準（改訂版）の公表**

【参考17】 知財一括法の概要

※特許庁HP掲載資料より抜粋（マーカは付記）

不正競争防止法等^(※)の一部を改正する法律【知財一括法】の概要

※不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法

背景・法律の概要

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、スタートアップ・中小企業等による知的財産を活用した新規事業展開を後押しするなど、時代の要請に対応した知的財産制度の見直しが必要。

- (1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化、(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備、(3) 国際的な事業展開に関する制度整備の3つを柱に、不正競争防止法、商標法、意匠法、特許法、実用新案法、工業所有権特例法の改正を行う。

(1) デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえたブランド・デザイン等の保護強化

デジタル技術の活用により、特にスタートアップ・中小の事業活動が多様化していることに対応し、新たなブランド・デザインやデータ・知的財産の保護を強化する。

① 登録可能な商標の拡充

- 他人が既に登録している商標と類似する商標は登録できないが、**先行商標権者の同意**があり出所混同のおそれがない場合には登録可能にする。【商44条等】
- ※併せて、上記により登録された商標について、不正の目的でなくその商標を使用する行為等を不正競争として扱わないこととする。【不19条】
- 自己の名前で事業活動を行う者等がその名前を商標として利用できるよう、**氏名を含む商標**も、一定の場合には、**他人の承諾なく登録可能**にする。【商44条】

② 意匠登録手続の要件緩和【意44条等】

- 創作者等が**出願前にデザインを複数公開した場合の救済措置**を受けるための手続の要件を緩和する。

③ デジタル空間における模倣行為の防止【不2条】

- 商品形態の模倣行為について、デジタル空間上でも不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行わせるようにする。

④ 営業秘密・限定提供データの保護の強化

- ビッグデータを他社に共有するサービスにおいて、データを**秘密管理**している場合も含め**限定提供データとして保護**し、侵害行為の差止め請求等を可能とする。【不2条】
- 損害賠償訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も**使用許諾料相当額として増額請求**を可能とするなど、営業秘密等の保護を強化する。【不5条等】
- 裁定手続で提出される書類に営業秘密が記載された場合に**閲覧制限を可能にする**。【特186条、実55条、意63条等】

※裁定：特許発明が長期間実施されていない等の場合に、特許権者の意思に関わらず他者に実施権を認める制度

(2) コロナ禍・デジタル化に対応した知的財産手続等の整備

① 送達制度の見直し【特191条、工5条等】

- 在外者へ査定結果等の書類を郵送できない場合に**公表により送付したとみなす**とともに、**インターネットを通じた送達制度**を整備する。

② 書面手続のデジタル化等のための見直し【特43条、商68条の2、工8条等】

- 特許等に関する**書面手続のデジタル化**や商標の国際登録出願における**手数料一括納付**等を可能とする。

③ 手数料減免制度の見直し【特195条の2等】

- 中小企業の特許に関する手数料の減免について、資力等の制約がある者の**発明奨励・産業発達促進**という制度趣旨を踏まえ、一部**件数制限**を設ける。

(3) 国際的な事業展開に関する制度整備

① 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充【不21条等】

- OECD 外国公務員贈賄防止条約をより高い水準で的確に実施するため、自然人及び法人に対する**法定刑を引き上げる**とともに、**日本企業の外国人従業員**による海外での単独贈賄行為も処罰対象とする（両罰規定により、法人の処罰対象も拡大）。

② 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化【不19条の2等】

- 国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも**日本の裁判所に訴訟を提起**でき、**日本の不競法を適用**することとする。

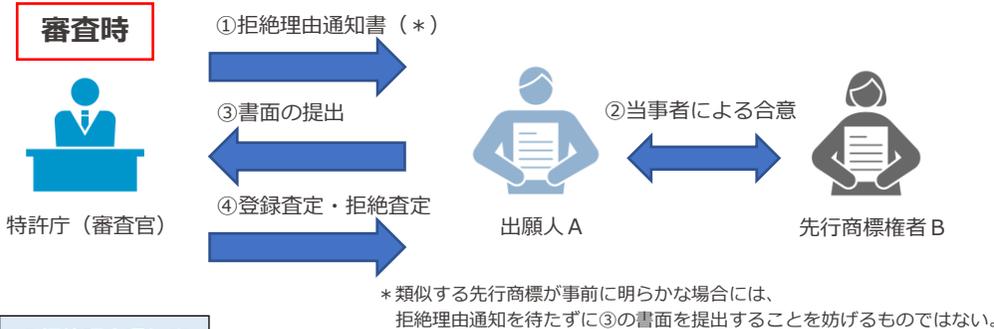
※不競法については、平成27年改正により追加された同法第35条の規定について同改正において手当てする必要があった規定の適正化を行う。【不35条】

※上記のほか、他法の例にならい、不競法において、法人両罰の有無による罰則規定の整理及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の規定の改正を行う。【不21条等】

【参考18】 コンセント制度の概要

※第31回商標審査基準ワーキンググループ資料より抜粋

- 4条1項11号に該当する商標であっても、先行商標権者の同意があり、出所混同のおそれがない場合には登録を受けることが可能
- コンセント制度による登録後に混同防止表示の請求、不正使用取消審判の請求を可能とする規定を設けた
- 具体的な審査運用や提出書面等については、商標審査基準ワーキンググループで検討



①拒絶理由通知書

Aの出願商標とBの登録商標とが類似であると判断した場合に、Aに対して拒絶理由が通知される(4条1項11号)。

※同日に、類似する複数の商標が出願された場合(同日出願の場合)は、商標登録出願人間で協議するよう命じた書面(8条4項)の発出とともに拒絶理由が通知される(8条2項及び8条5項)。

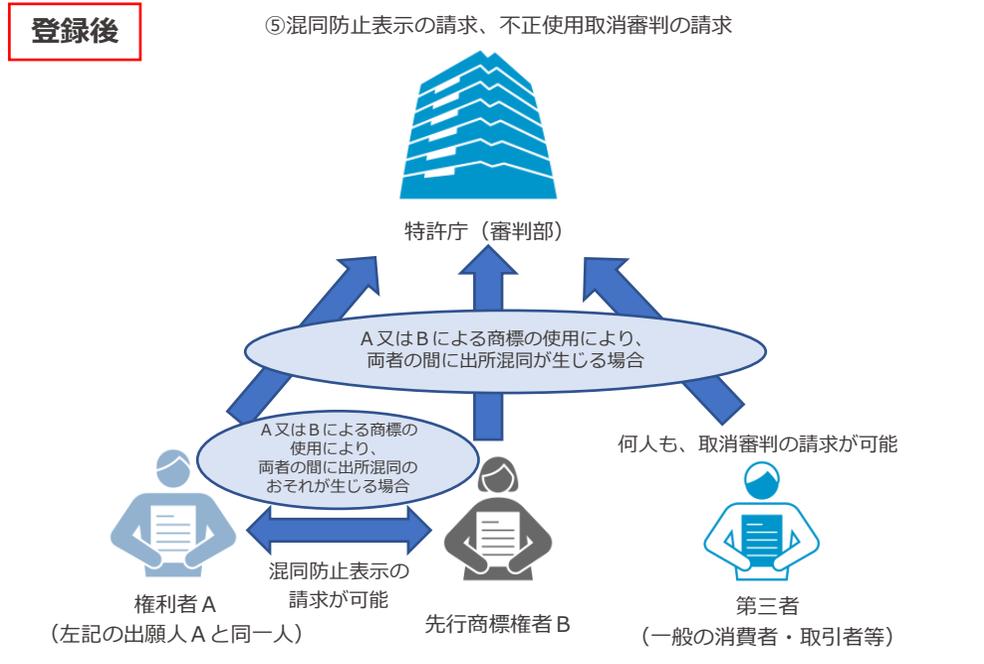
②当事者による合意と③書面の提出

当事者間の合意に基づき、先行商標権者Bの承諾及び商標の使用状況等が記載された書面を作成、提出する。

④登録査定・拒絶査定

- 審査官は、出願人Aから③の書面の提出があった場合には、提出書面の内容を考慮した上で両商標の出所混同のおそれの有無を審査(4条4項)。
- 出所混同のおそれがないと判断された場合には、4条1項11号の適用を除外。
- コンセント制度の適用が認められた商標については登録査定となる(4条4項)。当該商標については、それが(商標同士が区別されたのではなく)コンセント制度により登録された旨が第三者からも分かるよう、J-PlatPat等で公表することを想定。
- コンセント制度の適用が認められない商標については、拒絶査定となる(4条1項11号)。

※同日出願の場合及びくじを実施した場合も、当事者の合意に基づく書面の内容を考慮して、4条4項と同様に審査される(8条2項ただし書及び8条5項ただし書)。



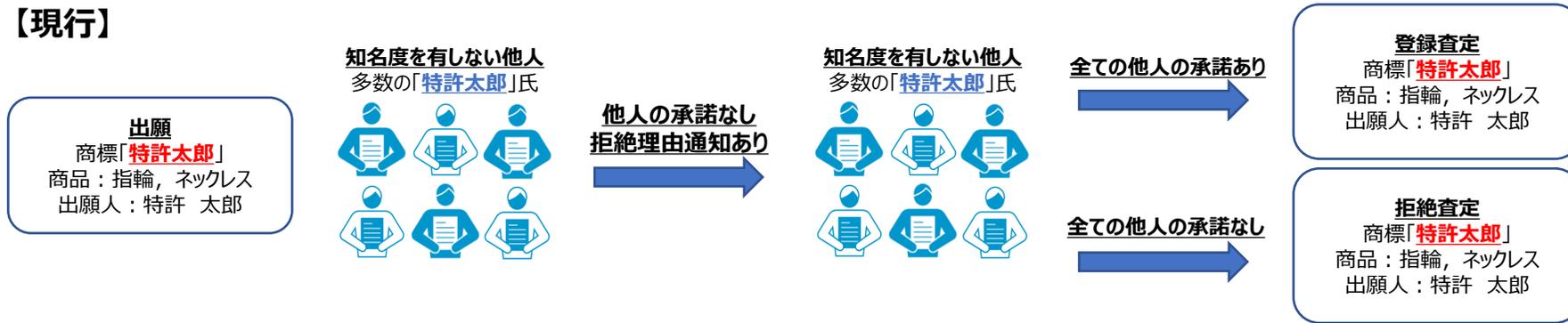
⑤混同防止表示の請求、不正使用取消審判の請求

- コンセント制度による併存登録後、一方の権利者による商標の使用の結果、他方の権利者の業務上の利益が害されるおそれ(登録商標の出所表示機能の毀損を含む)がある場合には、混同を防ぐのに適当な表示を付すべきことを請求可能(24条の4第1号及び第2号)。
- 当事者A Bいずれかが、不正競争の目的を持っていずれか一方の商標と出所混同を生じさせる使用をした結果、現実に出所混同が生じている場合には、何人も取消審判を請求可能とした(52条の2第1項)。
- 設定登録前に行われたアサインバックについても、混同防止表示の請求や、取消審判を請求可能とした(24条の4第3号及び52条の2第1項)。

【参考19】 他人の氏名を含む商標の登録要件緩和の概要

「他人の氏名」に一定の知名度の要件と、出願人側の事情を考慮する要件を課し、他人の氏名を含む商標の登録要件を緩和する。

【現行】



【改正後】



<審査官が行う、改正後の他人の氏名を含む商標の判断>

氏名に一定の知名度を有する他人が存在するか

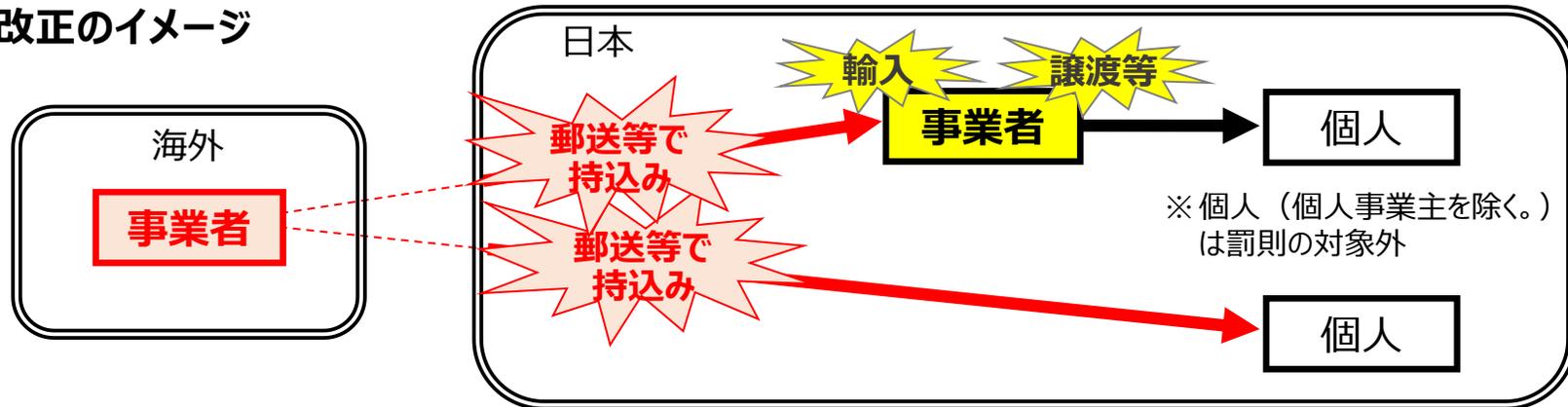
- ① → 氏名に一定の知名度を有する他人が存在しない場合は、承諾不要
出願人側の事情を考慮する要件を満たしているか
→ 例えば、商標構成中の氏名が自己氏名等であり、商標登録を受け
ることについて不正の目的を有していない場合は、要件を満たすと想定
- ②

⇒ ①の他人が存在せず、②の要件を満たす場合は、
他人の承諾なしに商標登録が可能

【参考20】海外からの模倣品流入への規制強化（令和3年法改正）

- 産業財産権の権利侵害となるのは、事業性のある場合に限られる。
- 税関では、産業財産権を侵害する物品を「輸入してはならない貨物」として、没収等の対象としているが、個人使用目的で輸入される模倣品は、「事業性」が認められず、没収等することができていなかった。
- 近年、電子商取引の発展等を背景に、「海外の事業者」が「国内の個人」に直接販売・送付した模倣品について、個人使用目的であるとして、税関での没収等が行われない事案が急増している。
- このため、従来侵害の成否が明らかでなかった海外の事業者の行為について、郵便等を利用して模倣品を日本国内に持ち込む行為が商標法及び意匠法において権利侵害行為となることを明確化し、模倣品流入に対する規制を強化するための改正を行った。 ※なお、本改正後も、事業者でない個人は、引き続き罰則の対象外。
- 改正商標法及び意匠法等施行後の令和4年10～12月の間において、模倣品の輸入差止件数は8,102件（前年同期比20.1%増）、争う旨の申出は477件（前年同期比58.6%減）となっており、制度改正による一定の効果が現れている。

法改正のイメージ



 改正により権利侵害行為となることを明確化する行為
 改正前から権利侵害とされていた行為

（施行日：2022年10月1日）

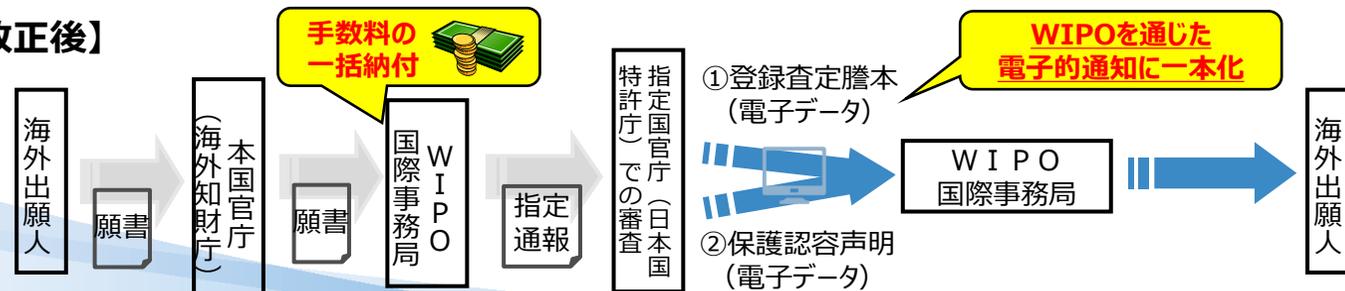
【参考21】二段階納付廃止及び登録査定の送達方法見直し（令和3年法改正）

- 「マドリッド協定議定書」に基づく国際商標出願・登録に係る手数料について、世界的には出願時に全額を納付させる「一括納付方式」が主流であるのに対し、日本は、出願時（一段階目）と商標権の設定登録時（二段階目）に納付させる「二段階納付方式」を採用していることから、二段階目の納付忘れにより海外出願人が商標登録の機会を逸する事例が生じていた。
- このため、手数料の納付を「一括納付方式」に変更することにより、海外出願人にとっての利便性を向上させるための改正を行った。
- さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国際郵便の引受が停止され、登録査定の謄本の送達が遅ったことから、登録査定の謄本の送達をWIPO経由で電子的に通知する「保護認容声明」に一本化できる旨の規定を設けた。

【改正前】



【改正後】



（施行日：2023年4月1日）

※国際郵便の引受停止により在外者への発送が困難な状況が6か月間継続した場合には、公示送達を行います。

令和5年法改正
（施行日：2023年7月3日）

【参考22】 Madrid e-Filingによる出願受付

2022年6月1日よりWIPOの提供するWebサービス**Madrid e-Filing**による出願の受付を開始

Madrid e-Filingにて可能な手続

- ・ 国際登録出願作成
- ・ WIPOへの手数料納付
- ・ 国際登録出願を本国官庁へ提出
- ・ 本国官庁からの不備連絡に対する修正応答
- ・ WIPOからの欠陥通報に対する応答を本国官庁へ提出

The screenshot shows the 'Application for international registration' page on the WIPO website. The page is titled 'WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION' and includes a 'My portfolio' link. The main content area is divided into two sections: 'General' and 'Basic application or registration'. The 'General' section includes fields for 'Office of origin' (set to 'JP - Japan'), 'Filing language' (set to 'English'), and 'Applicant's Reference'. The 'Basic application or registration' section contains instructions: 'To start the application process, click the "Import trademark" button and enter a national application or registration number. Once done, click on "Designated Contracting Parties" to continue.' There is an 'Import trademark' button and a 'Designated Contracting Parties' link with a right-pointing arrow. A sidebar on the left lists various application steps: Basic application or registration, Designated Contracting Parties, Applicant(s), Representative, Languages and correspondence, Mark, Goods and services, Limitations, Claimed priorities, Attachments, Fee calculations, and Validation.

注意：Madrid e-Filingを用いて商標の国際登録出願手続をする場合でも**本国官庁手数料9,000円は特許庁に納付する必要があります。**

※2024年1月をメドに、e-Filingを用いた出願の場合は、本国官庁手数料をe-Filingで納付することとなる予定。

商品・役務の分類に関する取組

国内の取組

- **「類似商品・役務審査基準〔国際分類第12-2023版対応〕」の公表**
省令別表の改正への対応や一部の商品及び役務について表示の明確化等を行った「類似商品・役務審査基準」を作成し、庁ホームページで公表（2022年12月）。
- **「国際分類表〔第12-2023版〕アルファベット順一覧表 日本語訳 類似群コード付き」の公表**
令和5年1月1日発効の国際分類第12-2023版に対応した「商品・サービス国際分類表」を作成し、庁ホームページで公表（2022年12月）。
- **商品及びサービスの国際分類改正に関する意見交換会の開催**
我が国の商品・役務の取引実情等を国際分類の改訂に反映させる等の目的で、各産業分野の業界団体及び関係団体から意見を聴取（2022年9月）。
- **「商品及び役務の区分解説〔国際分類第11-2022版対応〕」の公表**
ニース国際分類専門家委員会における議論や国際分類第11-2022版に対応した「商品及び役務の区分解説」を作成し、庁ホームページで公表（2022年9月）。

国際的な取組

- **国際分類改訂の議論**
例年WIPO本部で開催される、ニース国際分類を変更するためのニース同盟専門家委員会第33回会合に参加（2023年5月）。
※第33回会合は新型コロナウイルス感染症の影響によりハイブリッド会合として開催（会合前と会合中に電子投票を実施）。
- **日中韓商標専門家会合での議論**
日中韓商標専門家会合（2021年10月）において、日中韓の三庁が商標審査においてそれぞれ使用している類似群コードの対応表を作成する協力プロジェクトを推進することを合意。ニース国際分類〔第12-2023版〕に対応した日中韓類似群コード対応表を作成し、2023年3月に公表。

今後の取組

- 2024年のニース国際分類改訂版の決定を踏まえ、新たな類似商品・役務審査基準を2023年12月公表予定

【参考23】 「新しい商品・役務名のご意見・ご要望」

- ユーザーニーズをいち早く把握し、J-PlatPatの商品・役務名検索における公表データを拡充することで、新商品やサービスが次々と流通する現在の市場動向に機動的に対応
- 新たにJ-PlatPatの「商品・役務名検索」に追加した商品・役務名については、特許庁HPで順次掲載
- 今後も周知、利用促進を図るとともに、商品・役務に関する情報の掲載方法及び内容について適宜見直す等、引き続き、ユーザーによりわかりやすい情報提供を行う。

①こちらをクリックすると、「ご意見・ご要望提出フォーム」が開きます(外部サイト)

②新しい商品・役務名やその内容説明について記入し、送信

J-PlatPat
ご意見・ご要望提出フォーム

① 最新情報(2023年7月26日現在) (最新情報(2023年7月26日現在)の最新情報)
② 最新情報(2023年7月26日現在) (最新情報(2023年7月26日現在)の最新情報)
③ 最新情報(2023年7月26日現在) (最新情報(2023年7月26日現在)の最新情報)

No.	品名	サービス	出願番号	商品・役務名(公開)	商品・役務名(公表)	掲載コード
1	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10001
2	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10002

J-PlatPatで公表

特許庁で検討

新しい商品・役務名のご意見・ご要望提出フォーム

■ 件名: **【必須】** 新しい商品・役務名のご意見・ご要望

■ 氏名: **【必須】**

■ メールアドレス (半角入力)
(確認のため再入力してください。): **【必須】**

・新しい商品・役務の区分【任意】:
・新しい商品・役務名【任意】:
・新しい商品・役務の内容【説明】**【必須】** (以下の項目について、可能な範囲でご入力ください。)
商品:
(1) 商品の概要:
(2) 発明者・発明者・発明者:
(3) 原料・品質・用途:
(4) その他:
役務:
(1) 役務の概要:
(2) 役務の提供の手段・目的・場所・需要者:
(3) 業種:
(4) 当該役務に関する業務や事業者を規制する法律:
(5) その他:
・新しい商品・役務の想定する類似コード【任意】:

【更新日 2023年7月26日】

No.	品名	サービス	出願番号	商品・役務名(公開)	商品・役務名(公表)	掲載コード
1	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10001
2	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10002
3	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10003
4	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10004
5	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10005
6	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10006
7	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10007
8	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10008
9	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10009
10	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10010
11	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10011
12	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10012
13	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10013
14	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10014
15	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10015
16	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10016
17	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10017
18	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10018
19	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10019
20	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10020
21	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10021
22	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10022
23	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10023
24	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10024
25	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10025
26	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10026
27	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10027
28	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10028
29	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10029
30	21			特許庁長官の官公署で提供されるサービス		10030

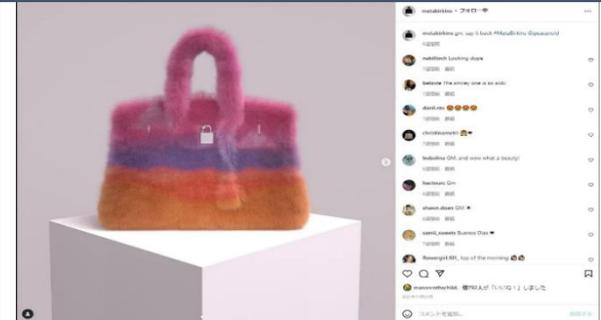
特許庁HPで報告

【参考24】仮想空間における商標の保護

- 近年、AR（拡張現実）、VR（仮想現実）やインターネット上に構築された仮想空間を用いたコンテンツに注目が集まっている。単なるゲームやソーシャルネットワークだけでなく、仮想空間内に作られた店舗（例：バーチャル伊勢丹）では、実在するブランド（小売店舗や個々の商品の商標）が用いられており、中には実際の商品を購入することが可能なケースも存在。
- 一方で、実際の商品ではなく、仮想空間内でのみ利用可能な仮想の商品（ゲームのアイテムやアバターの服など）が取引されるケースがある。このような仮想の商品についての商標の使用や商標権侵害の成立要件をどのように整理すべきかは今後の課題といえる。
- 海外では、フランスの高級ブランドであるエルメスが、同ブランドを代表するハンドバッグ「バーキン」を模したデータを仮想空間上で販売した個人に対し商標権侵害などを理由に提訴したところ、商標権侵害を認めた事案も存在。また、このような事態を避けるため、ナイキをはじめとする大手企業により、これまで「被服」等について登録のあった商標を「コンピュータプログラム」についても追加で出願する事例が増えている（ただし、これが仮想空間内での他人による自社商標の冒用への対抗策として法的に有効か否かについて統一的な見解は存在せず、今後の司法判断が待たれるところ。）。
- なお、このような課題は、民法、著作権法、不正競争防止法、意匠法等、他の法域でも同様に想定されるものであり（下記の一覧表参照）、その検討に当たっては、横並びで議論を進める必要がある。



イセタンバーチャル（化粧品）



（左、中央）「バーチャル伊勢丹」の様子。赤枠を付した箇所は、実在する商標の使用。（「REV WORLDS」ホームページ（<https://www.rev-worlds.com/place/4>）より引用）
（右）仮想空間上で販売されている「メタバークインズ」（「メタバークインズ」の公式Instagramアカウント（@metabirkins）より引用 2023年7月7日現在）

■ 関係法令における保護対象、検討課題の例

	民法	著作権法	不正競争防止法	意匠法	商標法
対象	仮想空間内での土地・物の権利 アバターの肖像等	仮想空間を用いた現実世界の再現行為 仮想空間内でのユーザーの創作行為（アバター作成等）、侵害行為（演奏等）	仮想空間内でのアイテムや商品等表示等	仮想空間内での画像（物品及び建築物を模した画像を含む）等	仮想空間内での商品や企業のブランド名、ロゴ等
検討課題の例	仮想空間内での土地・物に物権（所有権等）を認めるか 他人を模したアバターを使用した場合に権利の侵害となるか（人格権、名誉、プライバシー等）等	現実世界を再現する行為の著作権侵害の範囲 仮想空間内における創作行為の著作権の帰属先、侵害行為のプラットフォームの責任等	現実にある商品の形態や商品等表示が仮想空間内で再現された場合に、当該データ等が「商品」に該当するか、当該再現が「模倣」に該当するか等	現行法では保護が及ばない仮想空間内での一定の画像（物品及び建築物を模した画像を含む）を意匠法により保護する必要があるか等	どのような指定商品・役務について権利を取得すれば仮想空間内でも有効な商標権といえるか等

6

国際連携

商標分野における国際連携の取組 . . . 49

商標五庁会合 (TM5) . . . 50

知財庁及びユーザー団体との協力 . . . 51

WIPO関連 . . . 52

商標分野における国際連携の取組

バイ及びマルチ

- 商標五庁会合 (TM5)
- 日中韓商標専門家会合
- 商標専門家会合 (日中、日欧、日韓)
- 日台商標審査官交流

ユーザー団体

- 国際商標協会 (INTA : International Trademark Association)

世界知的財産権機構 (WIPO)

- マドリッド制度の法的発展に関する作業部会
- SCT会合
商標等の法律に関する常設委員会
- ニース専門家会合
商品及びサービスの国際分類に関する委員会

途上国／新興国協力

- 商標実体審査コース
(ベトナム、フィリピン 他21カ国)
- 商標専門実務者コース
(ブラジル、インド 他10カ国)
- マドプロ加盟支援コース
(サウジアラビア、スリランカ 他17カ国)

商標五庁会合 (TM5)

- 商標五庁会合(TM5)は、日米欧中韓の商標五庁による国際的な協力を図り、商標が世界各国で適切に保護、活用される環境を整備することで企業のグローバルな事業活動を支援することを目的とする枠組み。現在15のプロジェクトを推進中。
- 2023年のTM5中間会合は、KIPOがホストを務め、5月15日にシンガポールで開催された。
- 2024年はJPOがホストを務める予定。

プロジェクト

- | | |
|--------------------------------------|------------------------------|
| ① <u>悪意の商標プロジェクト</u> (日本) | ⑩ TM5ウェブサイト (韓国) |
| ② <u>商標審査をサポートするITツールプロジェクト</u> (日本) | ⑪ 商標権侵害に対する意識啓発 (韓国) |
| ③ <u>TM5ユーザー参画プロジェクト</u> (日本 & 欧州) | ⑫ 共同コミュニケーション活動 (欧州 & 韓国) |
| ④ TMビュー (欧州) | ⑬ 商標アーカイブの管理又は活用 (中国) |
| ⑤ 共通統計指標 (欧州) | ⑭ 異議及び審判手続を通じた商標保護 (中国 & 欧州) |
| ⑥ IDリスト (米国) | ⑮ TM5各庁間の人材交流プロジェクト (欧州) |
| ⑦ 共通ステータス表示 (米国) | ⑯ グリーンTM5 (欧州) ※新規提案中 |
| ⑧ 非伝統的商標へのインデックス付け (米国) | ⑰ 仮想空間における商標 (韓国) ※新規提案中 |
| ⑨ 詐欺的請求プロジェクト (米国) | |

<2023年 TM5中間会合の様子>



知財庁及びユーザー団体との協力

バイでの協力

- 商標専門家会合（欧州、中国、韓国）や商標審査官交流（台湾）において、毎年1回、両庁の最新の動向や関心事項について紹介し、意見交換を実施。
- また、米国とも国際会合のマージンにおいて、各庁の関心事項について情報交換を行っている。（不定期）

マルチでの協力

- 毎年1回、日中韓の知財庁による商標専門家会合を実施。各庁の最新の施策等について情報交換を行う。また、会合と同時に、3か国のユーザーを交えたシンポジウムを開催。

国際商標協会（INTA : International Trademark Association）との協力

- INTAは181カ国の、6,000の団体・企業等が所属し、33,500名を会員とする団体。当該団体は、商標権者を代表し、商標制度の向上のために様々な活動を行っている。
- INTA年次総会への参加の他、JPOリードのTM5プロジェクトである「ユーザー参画プロジェクト」の一環として、INTAとジョイントワークショップを共催。
- INTA年次総会では、JPOブースを出展する等の協力を行っている。

WIPO関連

マドリッド制度の法的発展に関する作業部会

- マドリッド制度の利便性向上、将来構想等について議論する作業部会を年1回のペースで開催
- 第20回作業部会（2022年11月）では、①暫定拒絶通報の応答期間、起算日及び終了日、②従属性の緩和、③作業言語の追加等について議論

商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

- 各国の商標、意匠、地理的表示（GI）の法律に関する議論を行うことを目的として、年2回のペースで開催
- 第46回SCT（2022年11月）では、
商標やドメイン名における国名・国家的重要性のある地名・国ブランドの保護 等について議論

WIPO標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース同盟専門家委員会

- ニース国際分類を変更するための会合を年1回のペースで開催
- 第33回会合は、物理的参加とオンライン参加によるハイブリッド会合として開催され（2023年5月）、会合前と会合中の電子フォーラム上での電子投票の結果、約310の商品及びサービスの変更が可決
- 第33回会合の結果は、ニース国際分類第12-2024版として、2024年1月1日に発効

ありがとうございました

